資料３－１

※第２回部会からの修正箇所を明記

川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（答申案）

令和7(2025)年10月29日　川崎市環境審議会

修正

目次

＜第２回資源循環部会の記載＞
・計画改定のポイント、位置づけ、計画期間、現行計画の総括
・達成目標

序章

・計画改定の**目的**・ポイント、**基本計画の構成**・位置づけ、計画期間、現行計画の総括

第１章　現状と課題　・・・P15～

・ごみ処理の現状、世界や国内の動向

第２章　基本理念・基本方針　・・・P35～

・基本理念、基本方針、2050年の世界観

第３章 目標　・・・P40～

・目標

第４章　基本施策・施策　・・・P42～

・施策体系、基本施策、施策

第５章　推進体制・進捗管理　・・・P60～

・計画の推進体制、進捗管理

付属資料　・・・P67～

令和６年５月15日付け６川環廃第22号により、川崎市長から環境審議会に、川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について諮問があり、専門的な審議を行う必要があることから、資源循環部会を設置し、具体的な調査・審議を行ってきたところである。審議に当たっては、川崎市がこれまで行ってきた廃棄物対策の取組や、国の動向、最新の技術動向などを踏まえながら検討を行ってきた。こうした審議を経て、基本計画等の改定の考え方について、環境審議会として取りまとめたので、ここに答申する。

序 章

序章

1．計画改定の目的

川崎市では、平成２(1990)年6月のごみ非常事態を宣言した以降、分別収集を順次拡大するなど、３Rを基本としたごみの減量化・資源化に向けたリサイクル型社会システムの構築を目指し、市民・事業者と一体になり取組を推進することで着実に成果を上げてきた。
一方、国においては、令和６(2024)年に**循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置付け**、持続可能な地域と社会づくりが進められている。

資源循環の推進や循環経済への移行に向けては、一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず素材・製品別に高度なリサイクルの促進が必要であり、川崎市には高い環境技術を有するリサイクル施設や製造事業者が集積しており、市内外に貢献できる土壌があることから、市民・事業者と協働した施策を一層強化するべきである。

修正

2．計画改定のポイント

Point 1　2050年のあるべき姿（めざす世界観）の明確化

循環経済、脱炭素化の視点など様々なアプローチで世界観を具体化するべきである。

Point 2　一般廃棄物と産業廃棄物の施策を包含した資源循環

循環経済の移行に向けて、 一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず素材・製品別に高度リサイクルの促進が重要であり、包含した施策とするべきである。

＜第２回資源循環部会の記載＞
・重点事業の設定
・施策効果が高い取組を「重点事業」

Point 3　効果が高い具体的な事業を「重点」として設定

基本理念のポイントである資源循環・循環経済 、脱炭素、安全・安心に関する特に効果が高い具体的事業を「重点」として行動計画に設定すべきである。

3．基本計画の構成

基本計画は、「第１章 現状と課題」、「第２章 基本理念・基本方針」、「第３章 目標」「第４章 基本施策・施策」、「第５章 推進体制・進捗管理」の５章構成とし、2050年を見据え、目指すべき循環型社会の将来像を描き、そこから対応を考えていくべきである。

基本計画の構成

第１章（現状と課題）
川崎市の現状、世界や国内の動向、社会状況の変化等を整理

→

第２章（基本理念・基本方針）
2050年を見据えた将来像を基本理念として示し、実現に向けた取組の方向性を「3つの基本方針」として位置づけ、2050年の世界観をイメージ化

第３章（目標）
2050年を見据えた目標を設定

→

第４章（基本施策・施策）
市民や事業者、行政の取組を促進するための施策を位置づけ

具体的事業 →

行動計画
基本計画を踏まえ、具体的な事業を位置づけ

第５章（推進体制・進捗管理）
既存の推進体制に加え、課題やテーマに応じた推進体制を設置し推進

４．基本計画の位置づけ

基本計画は、廃掃法第６条第１項の規定する計画であり、「川崎市総合計画」及び「川崎市環境基本計画」等の上位計画や関連計画等との整合を図りながら総合的・一体的に推進していくべきである。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」により、地方公共団体の策定が努力義務とされている「**食品ロス削減推進計画」を本計画に内包すべき**である。

廃掃法に基づき、川崎市が処理責任を有する「一般廃棄物」に加え、川崎エコタウンなど高度なリサイクル産業が集積している川崎市の特性も踏まえ、「**産業廃棄物」を含めた計画とすべき**である。

修正

4．基本計画の位置づけ

関係法令
- 環境基本法
- 循環型社会形成推進基本法
  - 廃棄物処理法
  - 資源有効利用促進法
  - 食品ロス削減推進法
  - プラスチック資源循環促進法
  - 再資源化事業等高度化法
  - 個別リサイクル法

国の計画等
- 環境基本計画
- 循環型社会形成推進基本計画
- 廃棄物処理施設整備計画　等

川崎市総合計画
行財政改革プログラム

川崎市環境基本計画

（仮称）川崎市循環型社会形成推進基本計画 ※
（仮称）川崎市循環型社会形成推進行動計画

整合

関連分野の計画・方針等
- 川崎港長期構想
- 川崎カーボンニュートラルコンビナート構想
- 川崎市環境教育・学習アクションプログラム
- かわさき健康づくり・食育プラン　等

整合

環境分野の計画等
- 廃棄物処理施設の中長期的な整備構想
- 川崎市災害廃棄物等処理実施計画
- 川崎市地球温暖化対策推進基本計画
- 川崎市大気・水環境計画
- 川崎市緑の基本計画
- 生物多様性かわさき戦略　等

＜第２回資源循環部会の記載＞
「ごみ処理基本計画」、「し尿等処理基本計画」

※「（仮称）川崎市循環型社会形成推進基本計画」は
「一般廃棄物処理基本計画（ごみ・し尿等）」、
「食品ロス削減推進計画」及び
「産業廃棄物処理指導計画」を内包

図　基本計画の位置づけ

5．計画期間

① **基本計画**は、令和８(2026)年度から令和19(2037)年度までの**12年間**

② **行動計画**は、令和８(2026)年度から令和11(2029)年度までの**４年間**

図　計画期間

基本計画及び行動計画は、川崎市総合計画及び川崎市総合計画第４期実施計画と整合を図り12年間と４年間の期間とし、その後、社会経済情勢を踏まえ、行動計画は概ね４年程度を目途に、基本計画や行動計画の進捗状況等を踏まえて策定すべきである。

6．現行計画の総括

（1）現行計画の概要（一般廃棄物処理基本計画）

基本理念　地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして
計画期間　2016～2025年度
計画目標　① 1人1日ごみ排出量10％削減(998g→898g※1)
② ごみ焼却量４万t削減（37万t→33万t）

※1 2022.3に見直し898g→872g

主な取組（計画期間中の新たな取組）

- 2017年度　事業系搬入手数料の改定
- 2018年度　災害廃棄物等処理実施計画の策定
- 2019年度　生活環境事業所を統廃合し５→４生活環境事業所体制へと移行
- 2020年度　一時多量ごみの制度開始
- 2021年度　大規模集合住宅など一部地域における普通ごみ収集運搬業務委託化
- 2022年度　資源物等の持ち去り禁止に関する条例施行
- 2023年度　粗大ごみ処理手数料の改定
- 2024年度　廃棄物発電等を活用した地域エネルギー会社を介して公共施設に電力供給開始
- 2024年度　プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収開始(川崎区から先行開始)

6．現行計画の総括

（２）現行計画の概要（産業廃棄物処理指導計画）

基本理念　脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現
計画期間　2022～2025年度
計画目標　① 排出量2,500千トン
② 再生利用率32％
③ 廃プラスチック類の再生利用率71％
④ 最終処分量43千トン

主な取組

・2022年度　廃プラスチック類高度リサイクル施設の設置許可（脆化施設）
・2022年度　市民向け広報資料「知っておきたい産廃のこと」発行
・2022年度　産業廃棄物の処理に関するBCP作成ガイドライン策定
・2022年度　産業廃棄物処理施設を活用した災害廃棄物の処理に係る事業者協議
・2023年度　廃プラスチック類（衣類）回収・処理技術の開発促進に向けた試験研究
・2023年度　事業者と連携したアクリルパネルのアップサイクル実証
・2024年度　廃プラスチック類高度リサイクル施設の設置許可（選別施設）
・2024年度　海洋プラスチックごみ回収・処理技術の開発促進に向けた試験研究

6．現行計画の総括

（３）現行計画の目標の達成状況

一般廃棄物処理基本計画（2014～2025）

目標項目	基準年度（2014年度）	実績（2024年度）	目標値（2025年度）	達成状況（2024年度時点）
１人１日あたりのごみ排出量	998ｇ	793ｇ	872ｇ	**達成**
ごみ焼却量	37.1万t	31.5万t	33.0万t	**達成**

産業廃棄物処理指導計画（2022～2025）

目標項目	基準年度（2019年度）	実績（2023年度）	目標値（2025年度）	達成状況（2023年度時点）
排出量	2,556千t	2,483千t	2,500千t	**達成**
再生利用率	32％	34％	32％	**達成**
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類再生利用率	58％	71％	71％	**達成**
最終処分量	68千t	56千t	43千t	未達成

※産業廃棄物は2023年度実績が最新値

6．現行計画の総括

（4）現行計画の評価

一般廃棄物については「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまち」を目指して、市民・事業者・行政の協働のもと、循環型の廃棄物処理に向けて取組を進めた結果、**ごみの減量化・資源化は着実に進み**、**現行計画で掲げた目標を前倒しで達成**

また、**埋立処分場**についても、当初は2028(令和10)年度で満杯になる状態だったが、2053(令和35)年度まで**延命化**

産業廃棄物については、適正処理等を推進した結果、現行計画で掲げた目標のうち、**排出量、再生利用率、廃プラスチック類再生利用率**は2023(令和5)年度で**達成**、**最終処分量**は目標に達していないものの、**減少傾向の見込み**

第1章

現状と課題

第１章　現状と課題

１．ごみ処理の現状（一般廃棄物）

（１）ごみ総排出量

・川崎市の人口は平成29(2017)年に150万人を超え、人口が増加していく中でも、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）施策の取組を市民・事業者と協働で進めていくことにより、**ごみ総排出量（資源化量＋ごみ焼却量）は減少**

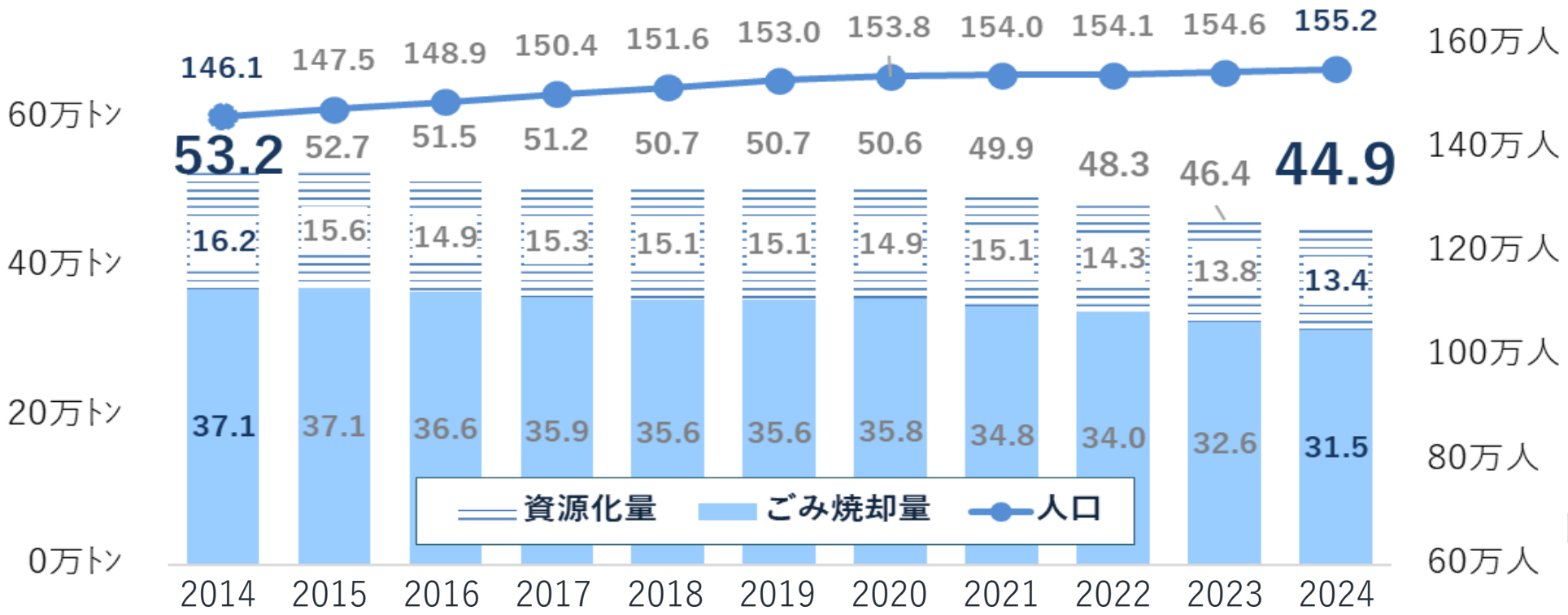

図　ごみの総排出量と人口の推移

修正

1．ご

＜第２回資源循環部会の記載＞
１人１日あたりのごみ排出量は政令市最少が見込まれ

（２）１人１日あたりごみ総排出量

・2023年度に政令市最少になるなど、現行計画の**目標値872ｇを前倒しで達成**

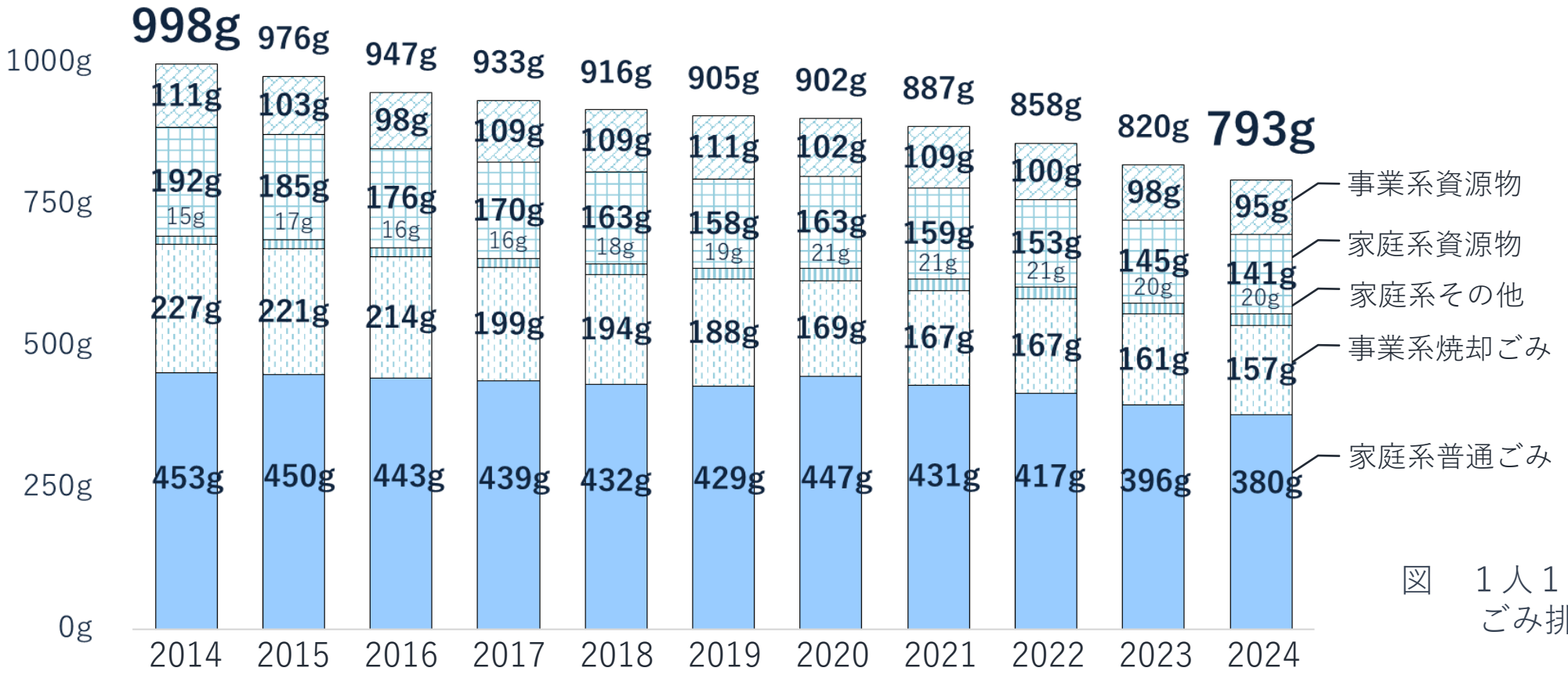

図　１人１日あたりのごみ排出量

１．ごみ処理の現状（一般廃棄物）

（３） 各資源物の分別率

・空き缶、空きびん、ペットボトルは９割以上の分別率となっている一方、**プラスチック製容器包装は41%、ミックスペーパーは29%**の分別率にとどまる

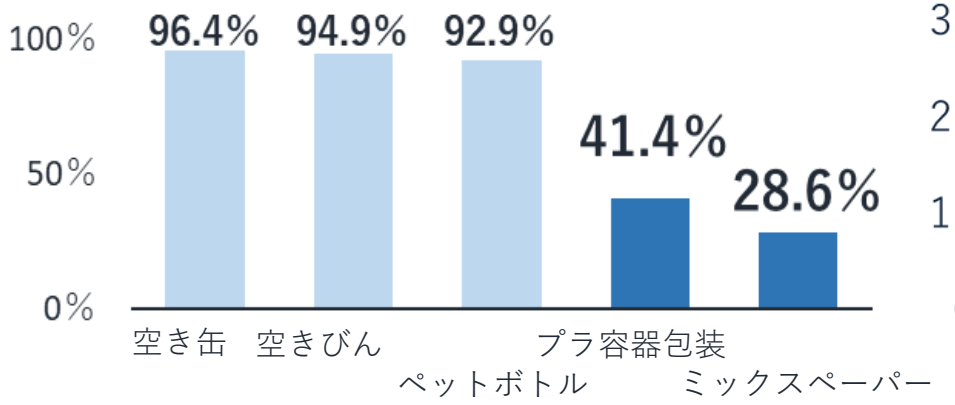

図　各資源物の分別率（2024年度実績）

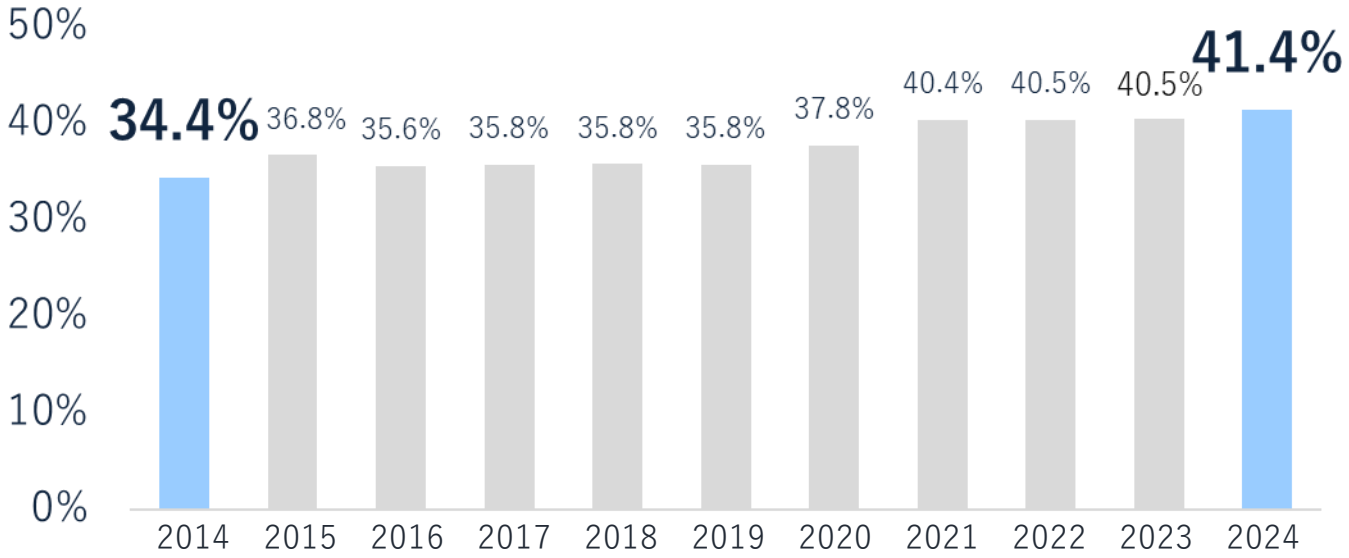

図　プラスチック製容器包装分別率の推移

１．ごみ処理の現状（一般廃棄物）

（４）ごみ焼却量

・ごみ焼却量は順調に減少しており、**現行計画の目標値33万トンを前倒しで達成**

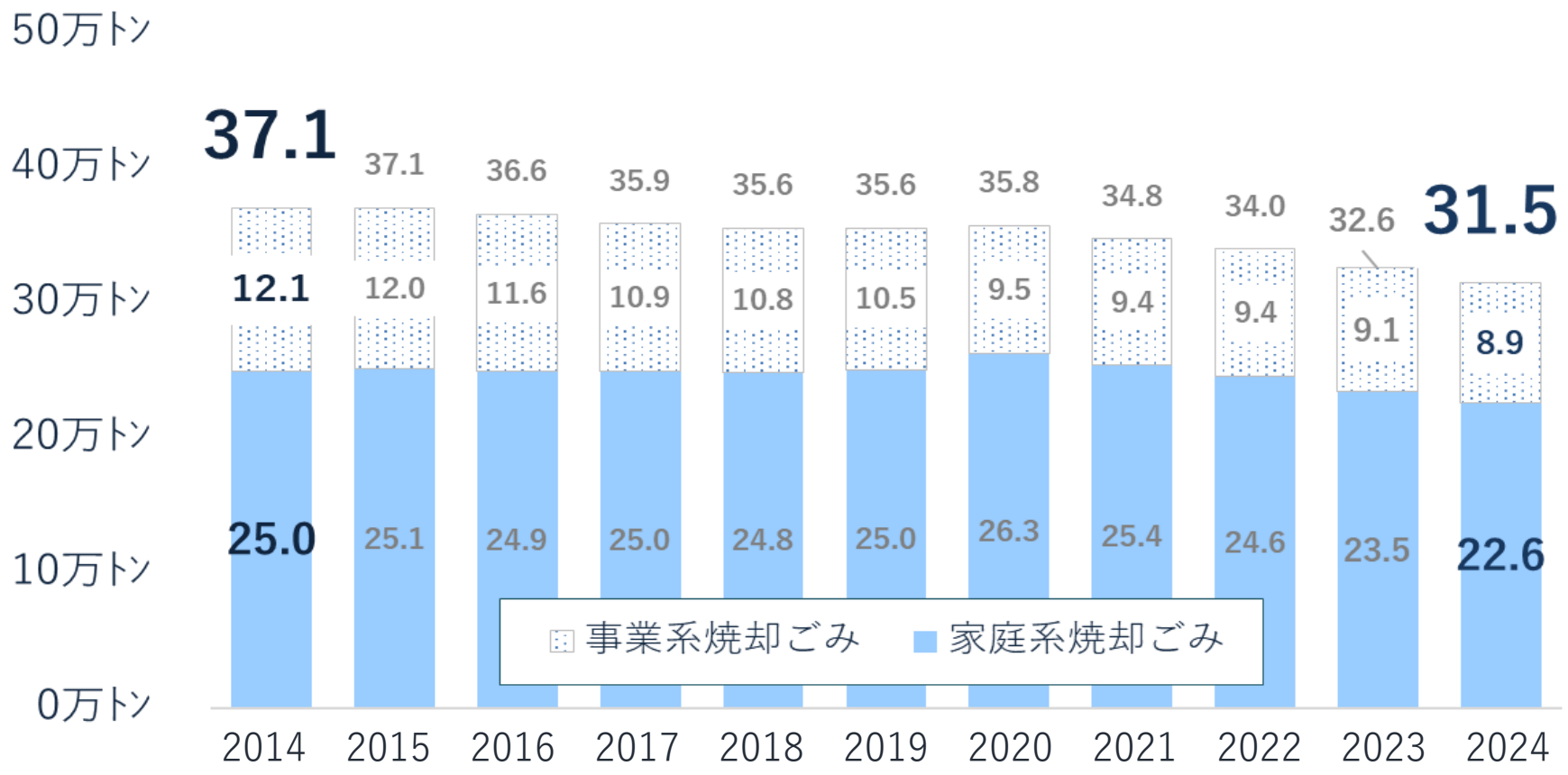

図　ごみ焼却量の推移

１．ごみ処理の現状（一般廃棄物）

≫ 詳しくはこちら

（５）焼却ごみの組成（家庭系ごみ）

・全体は減少傾向にある一方、**資源化されるべき紙類(ミックスペーパー)が約2.2万t、プラ製容器包装も約2.1万tが焼却**

紙類（その他）のうち、**汚れた紙類や資源集団回収対象となる段ボールは増加**

表　家庭系焼却ごみ中の組成の推移

焼却の内訳 ※1	2014	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2014-2024	増減率
紙類（ミックスペーパー対象）	2.6万t	2.6万t	2.4万t	2.1万t	2.1万t	2.1万t	2.2万t	▲0.4万t	▲17%
紙類（その他）※2	3.1万t	4.4万t	4.7万t	4.6万t	4.5万t	4.1万t	4.0万t	0.9万t	30%
プラ（容器包装リサイクル対象）	2.4万t	2.4万t	2.4万t	2.2万t	2.2万t	2.1万t	2.1万t	▲0.3万t	▲14%
プラ（その他）※3	0.8万t	1.5万t	1.6万t	1.6万t	1.4万t	1.4万t	1.4万t	0.6万t	74%
厨芥類	8.2万t	5.7万t	5.9万t	6.2万t	5.7万t	5.4万t	5.0万t	▲3.2万t	▲39%
その他 ※4	7.0万t	7.4万t	8.0万t	7.5万t	7.5万t	7.3万t	6.8万t	▲0.2万t	▲3%
焼却量	24.2万t	24.1万t	25.1万t	24.2万t	23.4万t	22.4万t	21.5万t	▲2.7万t	▲11%

※１ 家庭系焼却ごみの組成（3か年移動加重平均）から焼却物を算定
※２ 紙類その他：資源集団回収品目（新聞、雑誌、段ボール）、汚れ・匂いのついた紙など
※３ プラその他：ポリ袋、プラ製品
※４ その他　　：可燃、不燃ごみ、草木類、繊維類、紙おむつ、金属類、ガラス類等
※５ 焼却量　　：粗大可燃分・一時多量ごみ除く

１．ごみ処理の現状（一般廃棄物）

≫ 詳しくはこちら

（５）焼却ごみの組成（事業系ごみ）

・手数料改定や社会状況の変化、内容審査体制の強化などにより減少傾向
一方、**産業廃棄物のプラスチック類は未だに約1.6万tが市の処理施設へ混入**

表　事業系焼却ごみ中の組成の推移

焼却の内訳 ※1	2014	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2014-2024	増減率
紙類	5.4万t	4.1万t	3.7万t	3.4万t	3.5万t	3.7万t	4.2万t	▲1.3万t	▲23%
プラスチック類	2.8万t	2.0万t	1.5万t	1.4万t	1.3万t	1.4万t	1.6万t	▲1.3万t	▲44%
厨芥類	1.9万t	2.2万t	2.0万t	2.3万t	2.5万t	2.0万t	1.4万t	▲0.5万t	▲28%
その他 ※2	1.9万t	2.3万t	2.4万t	2.3万t	2.2万t	2.0万t	1.8万t	▲0.1万t	▲7%
焼却量	12.1万t	10.5万t	9.5万t	9.4万t	9.4万t	9.1万t	8.9万t	▲3.2万t	▲26%

※１ 事業系焼却ごみの組成（3か年移動加重平均）から焼却物を算定
※２ その他：紙おむつ、繊維類、草木類、金属類、ガラス類等

１．ごみ処理の現状（一般廃棄物）

≫ 詳しくはこちら

（６）川崎市における食品廃棄物量と食品ロスの状況

・川崎市推計では、令和６(2024)年度実績で食品ロス量は平成12(2000)年度比で大幅削減(▲70％以上)と考えられるが、引き続き、国の食品ロス削減推進基本方針を踏まえ、更なる減量が必要

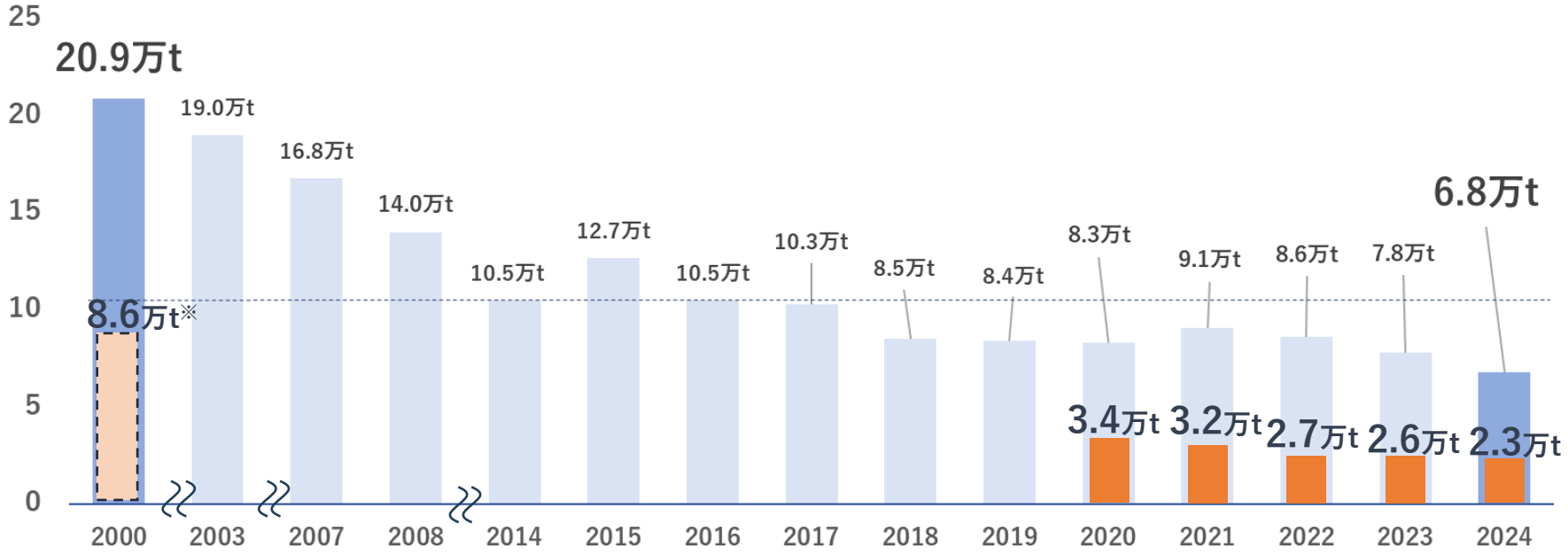

図　川崎市の食品廃棄物量（青）と食品ロス（橙）の推移

食品廃棄物量　：焼却ごみ中の厨芥類（家庭系＋事業系）＋一般廃棄物収集運搬業者の申告に基づく厨芥類資源物量
　　焼却ごみ中の厨芥類、食品ロス量は、焼却ごみ（家庭系、事業系）の組成（3か年移動加重平均）から算定
食品廃棄物　　：食品ロス＋調理くず等
食品ロス　　：直接廃棄＋食べ残し＋過剰除去
2024年度の内訳：食品ロス量は家庭系が約７割、事業系が約３割。食品廃棄物中の食品ロスは約３割
※2000年度の食品ロス量：2019年に食品ロス法の施行に伴い、2020年度から食品ロス量の把握実施のため、2000年度は2020年度の食品ロス量を参考に簡易推計

修正

１．ごみ処理の現状（一般廃棄物）

≫ 詳しくはこちら

（７）市役所の廃棄物分野における温室効果ガス排出量

・市役所の廃棄物分野の温室効果ガス排出量は**９割が廃棄物焼却由来、内訳として、廃プラスチック由来が約８割、合成繊維由来（ポリエステル等）が約１割**

・川崎市地球温暖化対策推進基本計画では、市役所の温室効果ガスを令和12(2030)年度までに50％削減(平成25(2013)年度比)を掲げており、**廃棄物焼却起源は12.1万t-CO_2まで削減※が必要**　※令和６(2024)年度実績：廃棄物焼却起源（一般廃棄物＋廃プラスチック＋合成繊維の焼却）　15.1万t-CO_2

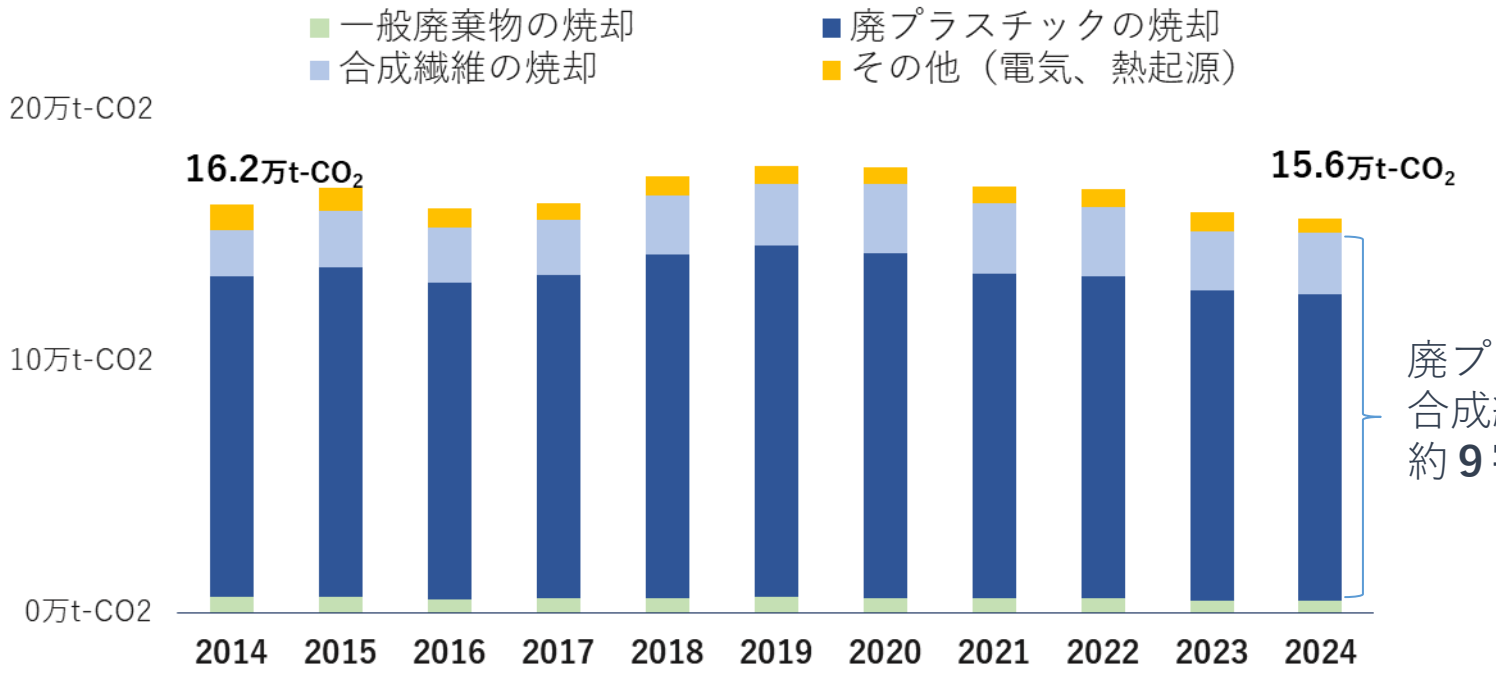

廃プラと合成繊維で約**９割**

＜第２回資源循環部会の記載＞
市の焼却施設における

図　市役所の廃棄物分野の温室効果ガス排出量

１．ごみ処理の現状（一般廃棄物）

（８）埋立処分場

・計画当初、浮島２期地区の**埋立処分場は令和10(2028)年度までを想定**していたが、焼却ごみの減少が進んだことにより、 **令和35(2053)年度まで延伸**

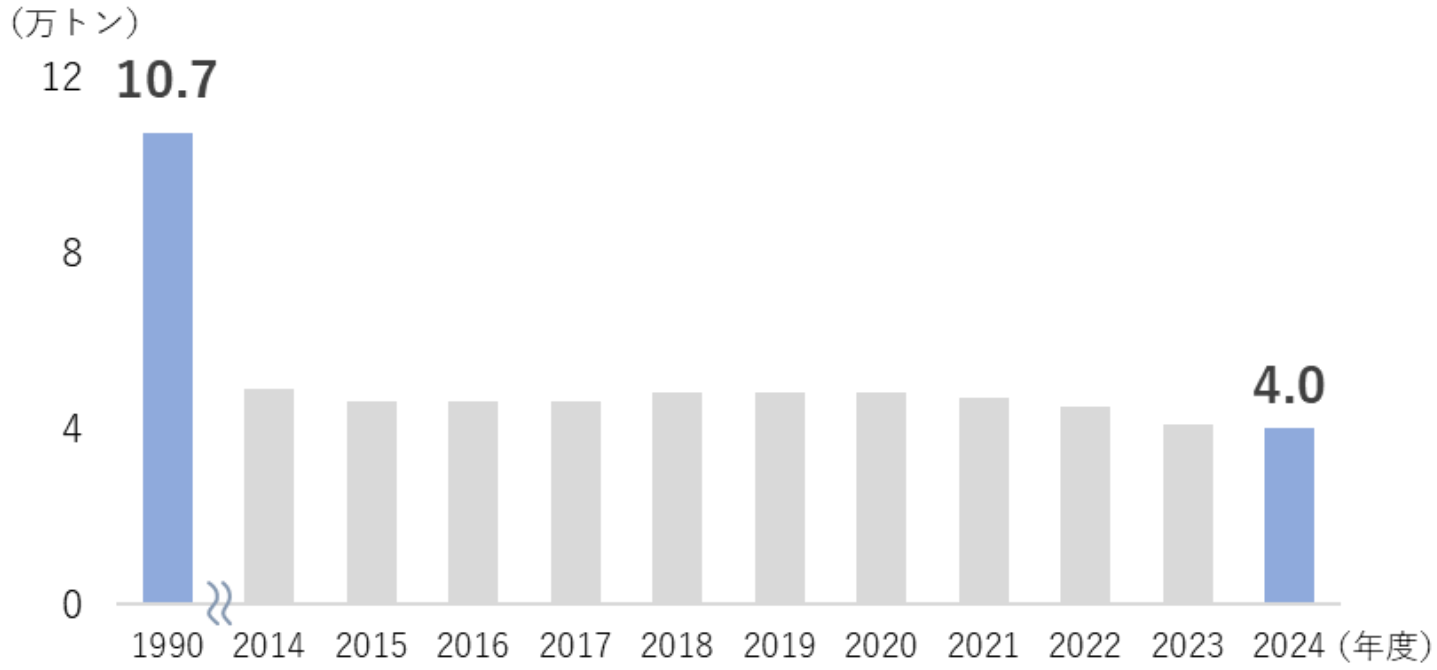

図　埋立量の推移

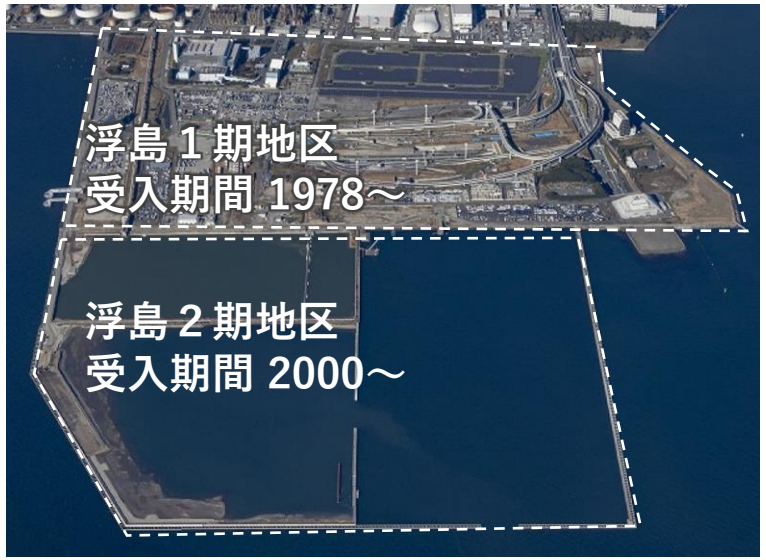

図　埋立処分場の受入期間等

１．ごみ処理の現状（一般廃棄物）

≫ 詳しくはこちら

（９）ごみ処理費用

・資源物やごみの収集運搬業務委託、廃棄物処理施設の運転委託など民間事業者の活用により効果的・効率的な廃棄物処理体制を構築

一方、人件費や資機材の高騰等など外的要因により、**140億円程度で推移**

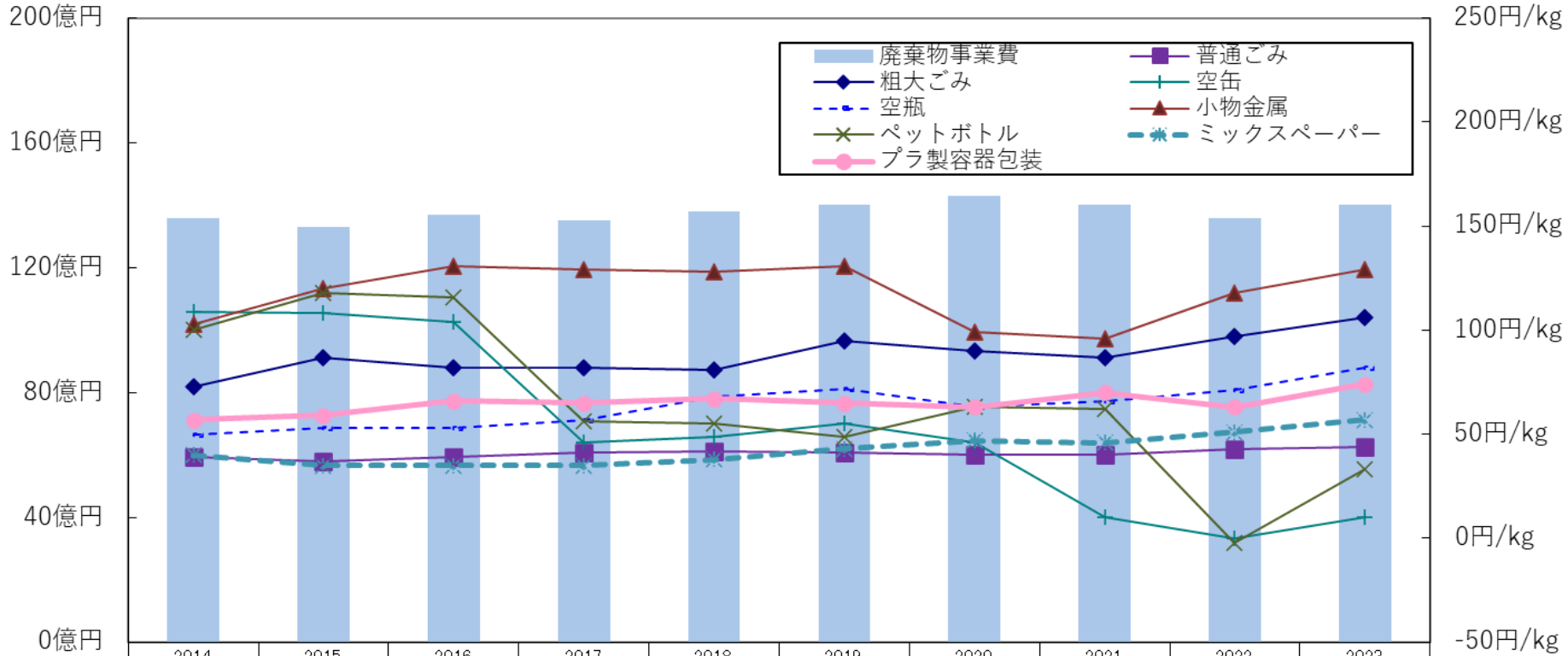

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
廃棄物事業費	136億円	133億円	137億円	135億円	138億円	140億円	143億円	140億円	136億円	140億円

図　品目別処理原価及び廃棄物処理事業費の推移（家庭系ごみ）

修正

2．し尿等処理の現状（一般廃棄物）

≫ 詳しくはこちら

＜第２回資源循環部会の記載＞
99.5％

し尿・浄化槽等汚泥の収集量

・川崎市の令和6(2024)年度末の**下水道普及率は99.6%**
公共下水道がない地域等において、し尿等の収集処理を実施しており、近年のし尿収集量及び浄化槽等の汚泥収集量は横ばいの状況

・単独処理浄化槽が約2,500基残っており、**環境に優しい合併処理浄化槽への転換の推進**や**災害用トイレ等のし尿収集運搬**が迅速に行える**体制整備を推進**

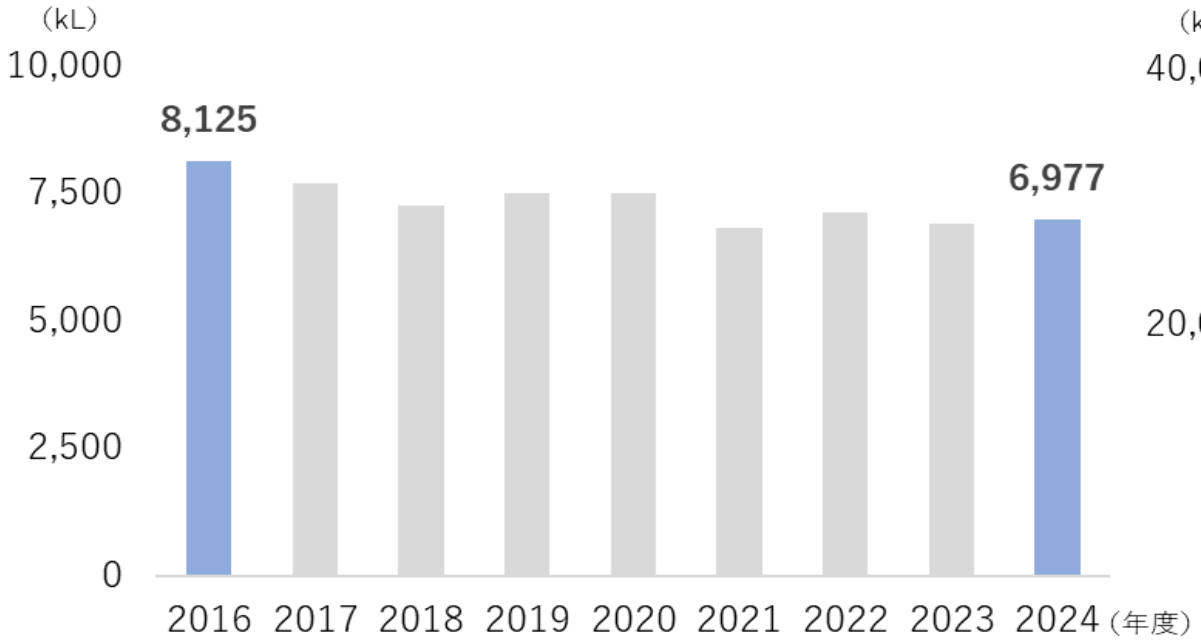

図　し尿収集量の推移

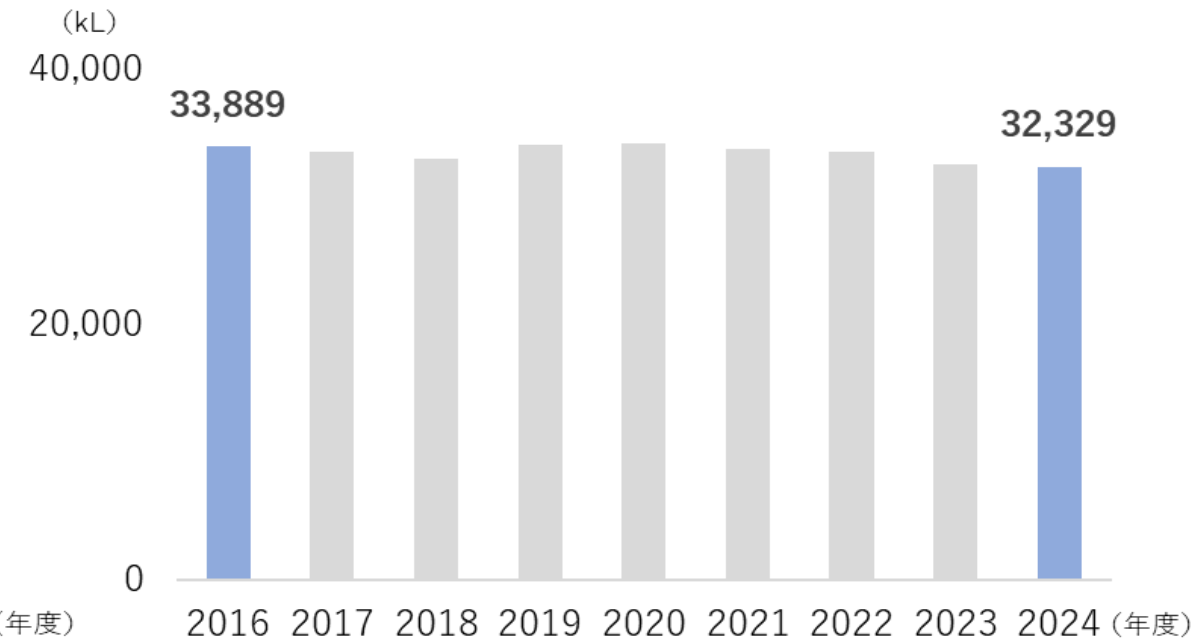

図　浄化槽等汚泥収集量の推移

※浄化槽等：浄化槽、ディスポーザー汚泥、汚水槽

３．ごみ処理の現状（産業廃棄物）

（１）産業廃棄物の排出量（種類別）

・産業廃棄物の排出量は各種リサイクル法の取組や事業者の環境意識の向上、産業構造の変化などにより、**長期的には減少傾向**

・**汚泥**、次いで**がれき類**の排出量が多い状況であり、2023年度は**全体の73%**

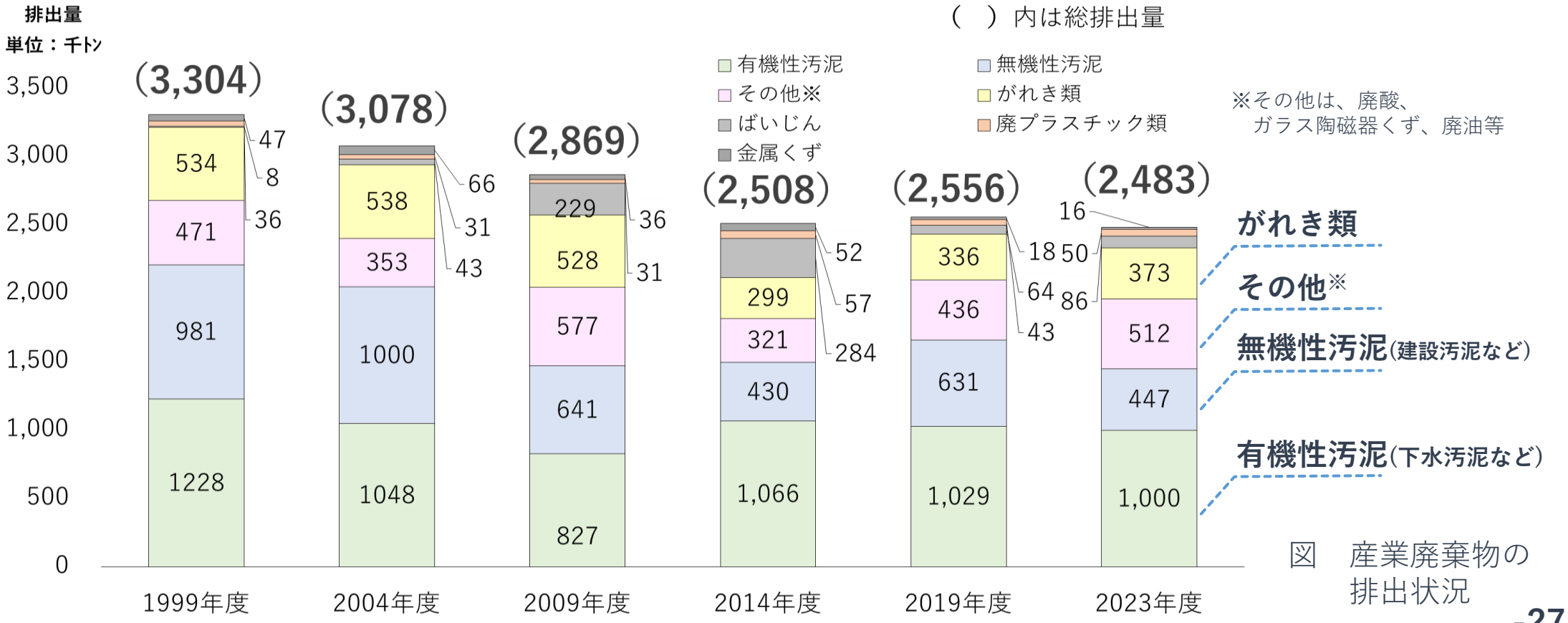

図　産業廃棄物の排出状況

３．ごみ処理の現状（産業廃棄物）

（１）産業廃棄物の排出量（業種別）

・電気・水道業、建設業、製造業の3業種で全体の95％以上

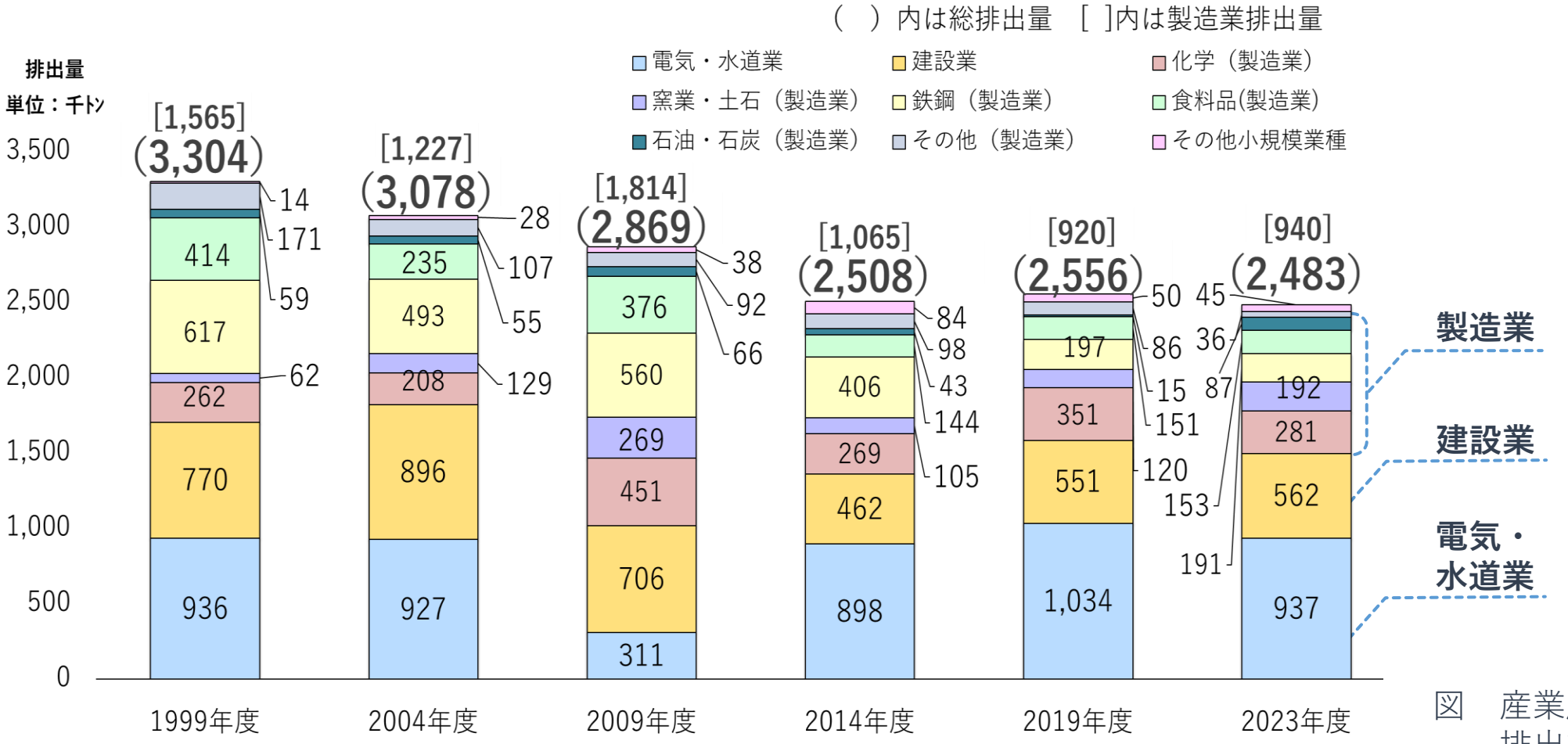

図　産業廃棄物の排出状況

３．ごみ処理の現状（産業廃棄物）

（２）産業廃棄物の再生利用率

・ビルなどの解体件数の増加に伴って再生利用率が高いがれき類などが増加した一方、産業構造の変化に伴って鉄鋼業からのばいじん等が減少傾向にあることにより、**全体の再生利用率は長期的に低下傾向**

・全国的にも上記の傾向が続くと予想されており、更なる資源循環・循環経済への移行に向けて**素材・製品別に高度なリサイクル体制の整備が必要**

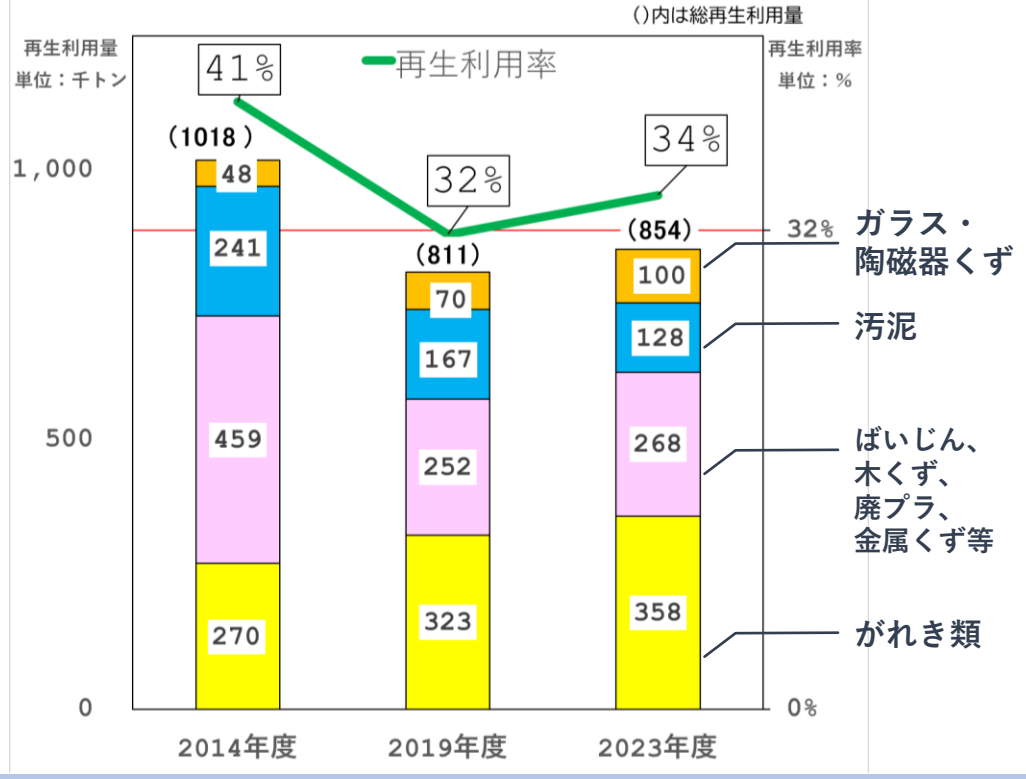

図　再生利用率及び
種類別再生利用量

３．ごみ処理の現状（産業廃棄物）

（３）廃プラスチック類の再生利用率

・廃プラスチック類の排出量の半分以上を占める製造業や建設業における再生利用量が増加傾向にあることから、**廃プラスチック類の再生利用率が上昇**

表　廃プラスチック類の排出量と再生利用量（実績）

千t/年

	2014年度	2019年度	2023年度
製造業	**27(13)**	**17(7)**	**18(11)**
建設業	**14(6)**	**10(8)**	**12(11)**
卸・小売業	10(4)	10(8)	13(10)
その他業種※	6(4)	6(2)	7(3)
全体	57(27)	43(25)	50(35)

※…　医療・福祉業、宿泊・飲食業、運輸業等
()…　廃プラスチック類の再生利用量（実績）

図　廃プラスチック類の再生利用率

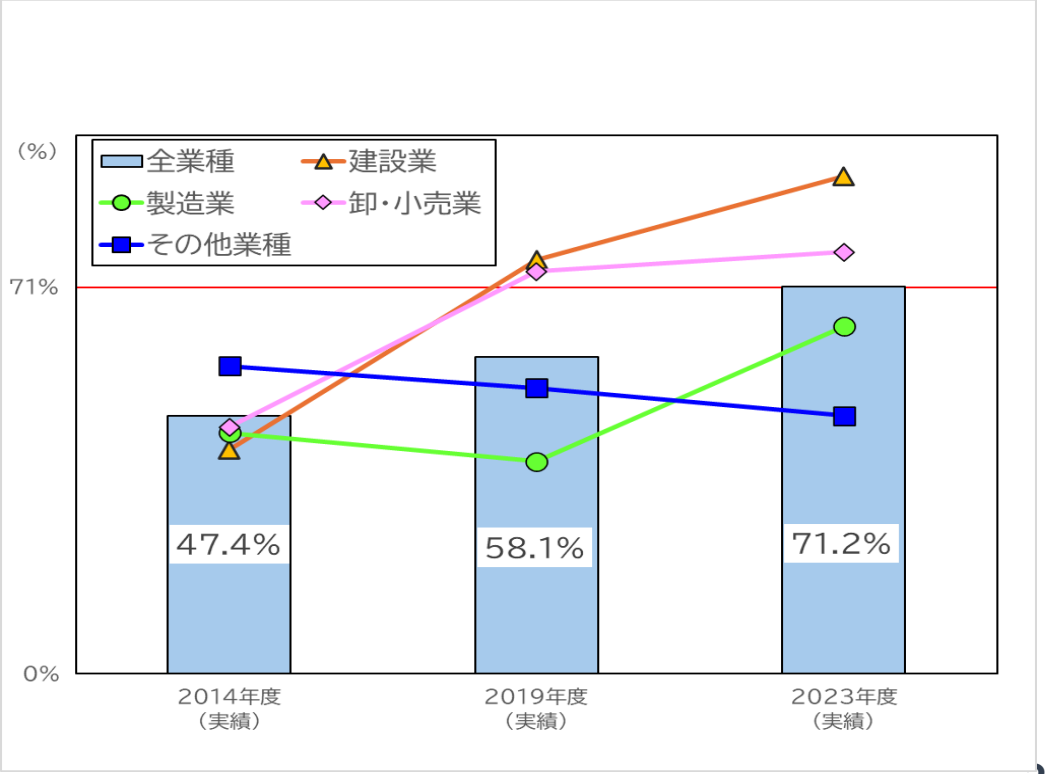

３．ごみ処理の現状（産業廃棄物）

（４）産業廃棄物の最終処分量

・鉄鋼業において、解体にともなう再生利用に適さない廃棄物の一時的な増加がみられるが、製造業や建設業で再生利用の増加により最終処分量が減少したことから、**全体の最終処分量は減少**

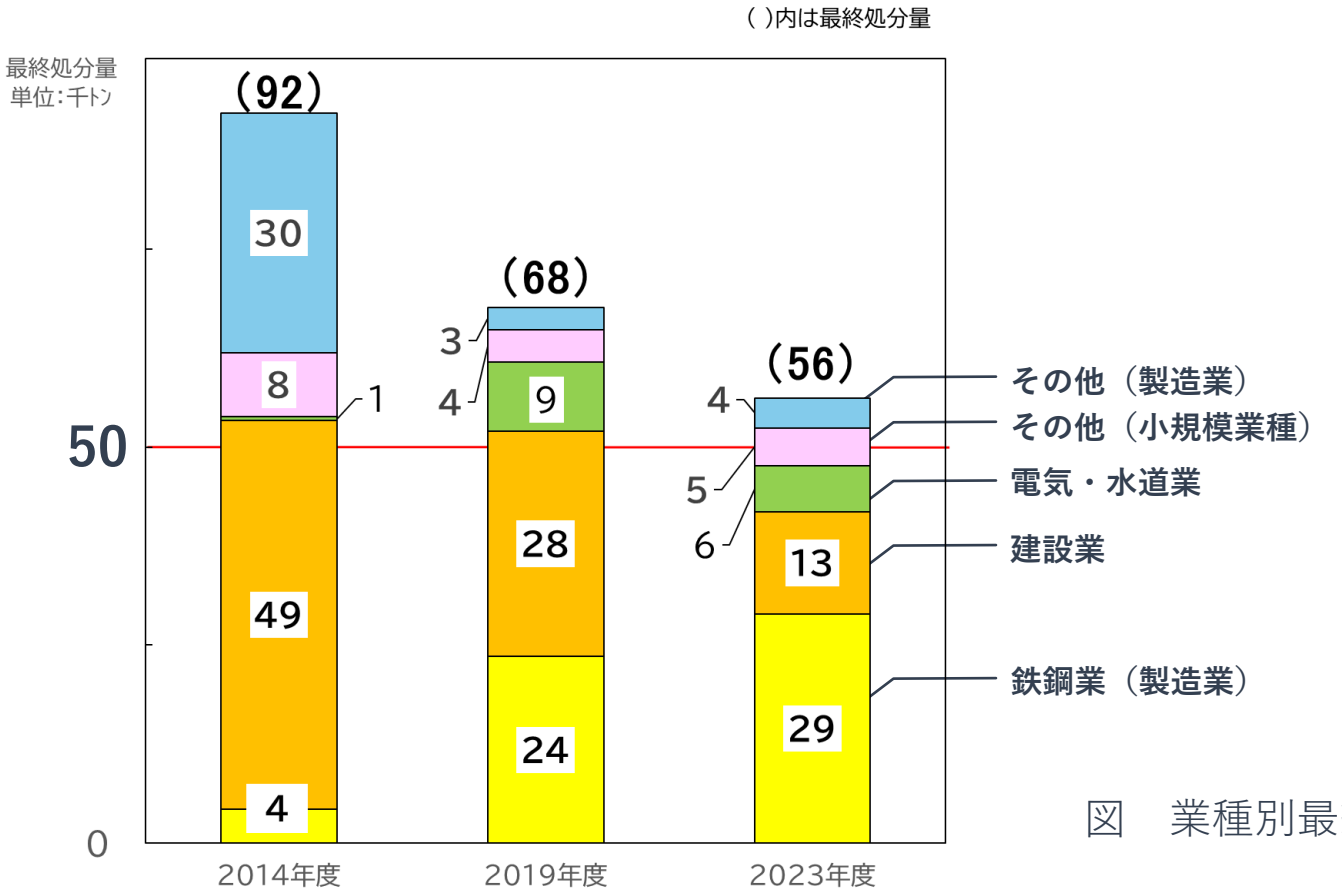

図　業種別最終処分量

４．世界や国内の動向

（１）世界の動向

・**欧州をはじめ様々な国がサーキュラーエコノミーへの転換を政策的に推進**
・EUは令和2(2020)年に「サーキュラーエコノミーアクションプラン」策定し、新たな産業や雇用を生み出すための「市場創造型」の国家的発展戦略として位置づけ

（２）国の動向

＜経済産業省＞
・**令和5(2023)年3月「成長志向型の資源自律経済戦略」策定**
世界情勢による物資や資源の調達リスクを抑制して、経済の自律化・強靭化と国際競争力の獲得につなげる政策パッケージを明示

＜環境省＞
・**令和6(2024)年8月「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定**
循環経済を社会課題と環境問題の同時解決する**国家戦略として位置付け**、循環経済工程表で示された**素材、製品毎に方向性を明示**
・同年5月「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」公布

＜政府＞
・**令和6(2024)年12月「循環経済への移行加速化パッケージ」発表**

４．世界や国内の動向

＜政府＞

・脱炭素化では、令和２(2020)年10月に温室効果ガスの排出を全体として令和32(2050)年までにゼロ宣言

・**温室効果ガスの削減目標として、平成25(2013)年度比で令和12(2030)年度に46％削減、令和17(2035)年度に60％削減、令和22(2040)年度に73％削減**を設定

（３）川崎市の状況等

＜強み＞

・**高い環境技術を有する多種多様なリサイクル施設や製造事業者が集積**し、**市内外に貢献できる土壌**

＜資源循環・脱炭素化＞

・**市民、事業者、行政が連携**した「かわさきプラスチック循環プロジェクト」など、**100％プラリサイクル都市に向けて資源循環を促進**

・「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」において、市役所の廃棄物焼却起源は**令和12(2030)**度に**平成25(2013)年度比で24%削減を目安設定**

＜人口動向＞

・市内人口の**ピーク値は令和17(2035)年の159万人**であり、その後減少に転じ、令和32(2050)年には154万人になる推計結果で、**高齢化はさらに進展する見込み**

修正

＜第２回資源循環部会の記載＞
・少子高齢社会　→　超高齢社会に用語統一

4．世界や国内の動向

（４）社会状況の変化を踏まえた課題

脱炭素社会
循環経済への移行
SDGsの達成

令和32(2050)年の温室効果ガス排出量実質ゼロやSDGs達成に向けた脱炭素化やプラスチック資源循環等

＜課題＞
国では令和32(2050)年までに温室効果ガス排出を全体でゼロを目指しており、
市役所の**廃棄物分野は９割が廃棄物焼却由来で排出量は横ばい**

超高齢社会
デジタル化

超高齢社会や生活様式の変更など社会状況の変化に伴い多様化する市民ニーズへの対応

＜課題＞
超高齢社会や共働き世帯増加等、社会状況の変化に伴い市民ニーズが多様化
高齢化率は上昇を続け令和32(2050)年には約３割に達する見込み

災害への対応

ごみの排出実態を見据えた効果的・効率的な収集処理体制や緊急時に備えた対応強化

＜課題＞
廃棄物処理施設の適切な更新などにより、**安定性・安全性を確保した効果的・効率的な収集・処理体制の推進や**自然災害等の**緊急時に備えた対応の強化**

各廃棄物への対応

＜課題＞
今後も増加が見込まれるリチウムイオン電池、使用済み太陽光パネル、海洋プラスチック、紙おむつ等への対策

第2章

基本理念・基本方針

第２章　基本理念・基本方針

１．基本理念

2050年を見据え、**基本理念**を設定すべきである。

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

【廃棄物行政の近況及び背景】

・**地球は気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つの世界的危機に直面**、環境収容力を超えつつある。

・国は、第六次環境基本計画（2024年）において「循環共生型社会」の実現を打ち出すとともに、**第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年）では「循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略に」掲げ**、中長期的な方向性を「ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブの同時達成」、**将来像を「循環経済への移行により、循環型社会が形成され、持続可能な社会が実現した世界」**としている。

【社会状況の変化及び今後の課題】

・人口減少への転換・少子高齢化の急速な進行などへの対応とともに、昨今の気候変動の危機的状況を踏まえ、市事業の約４割を占めている廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの削減など、**廃棄物・資源循環分野の脱炭素化の取組は今後一層重要**となる。

１．基本理念

【川崎市の強み】

・多種多様な**環境技術・環境産業が集積**しており、**日本で有数の動静脈連携型エコタウン**を形成している。
・市民の環境教育・学習活動も活発であり、**1人1日のごみ排出量が政令市で最少**となるなど、大きな成果を達成している。

【目指す将来像】

・川崎の強みである**環境意識の高い市民・事業者との協働や高度なリサイクル産業を活用することで、資源循環・循環経済への移行**、**廃棄物焼却の削減や**CCUSの導入などにより、**温室効果ガス排出量実質ゼロやネイチャーポジティブを実現**する。
・災害や少子高齢化等を踏まえた**安全・安心な収集・処理体制**の確立により、**トップランナーとして「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現**」を目指す。

ポイント　資源循環・循環経済　脱炭素　安全・安心

２．基本方針

基本理念の実現に向け、計画期間の取組の方向性を、**基本方針**として設定すべきである。

全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します

・環境意識の高い市民・事業者や優れた環境技術・産業の集積など地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す**循環経済への移行を促進**
・特に**プラスチックの資源循環**の促進を目指し、市域を超えた**資源循環・脱炭素**に大きく貢献

市民・事業者・行政の協働により、一層の環境配慮行動を促進し、更なる３Ｒを推進します

・市民・事業者と共に環境意識をより一層醸成し、徹底的な３Ｒ＋Renewableを推進
・徹底的な３Ｒにより、**焼却量を大幅に削減**し、**脱炭素**に大きく貢献

社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

・一般廃棄物・産業廃棄物の更なる適正処理の確保
・**高齢社会**、**脱炭素**、強靭化など社会課題に対応した**安全・安心な処理体制**を構築

３．川崎市の目指す2050年の世界観（イメージ）

≫ 詳しくはこちら

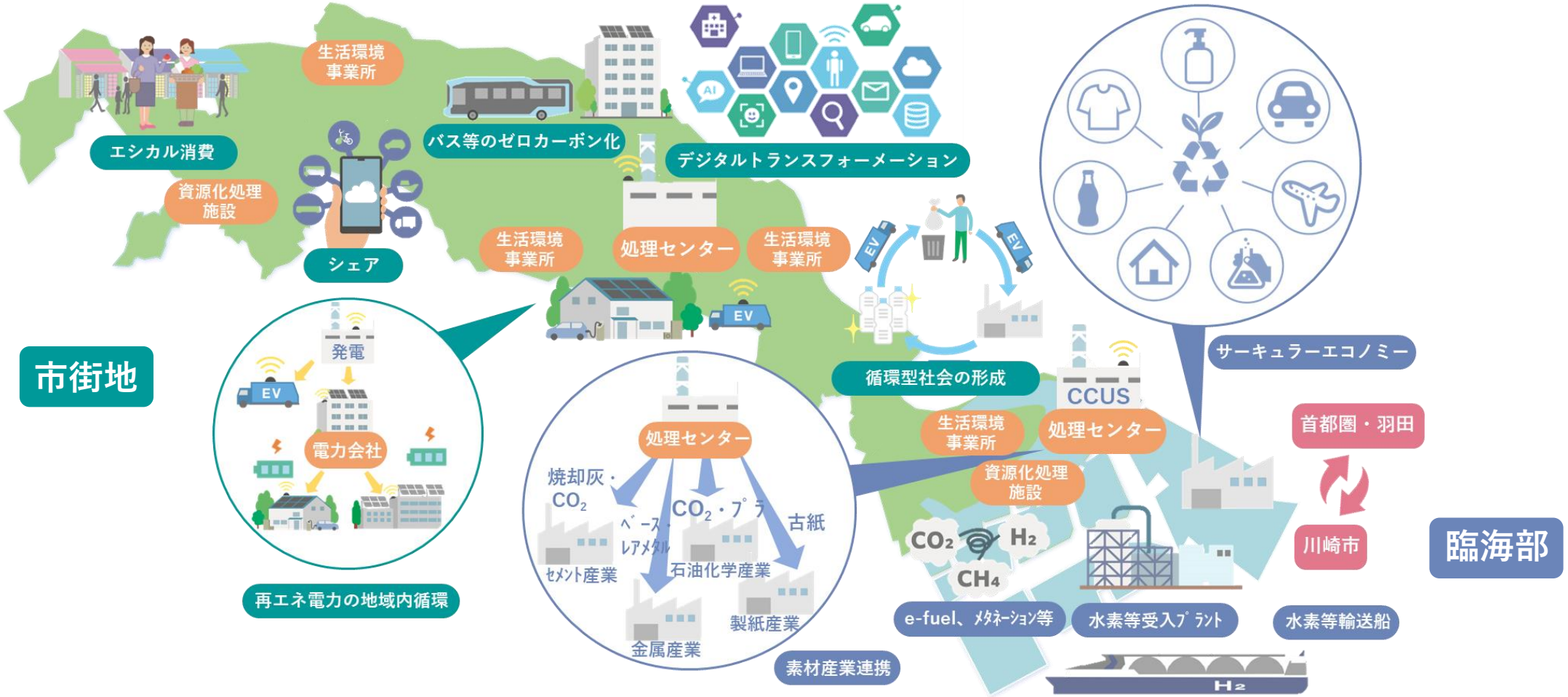

・**臨海部を中心**に、プラスチックの資源循環や炭素循環プラントを導入することで、**素材産業において廃棄物を原材料やエネルギー源として再利用し、産業の脱炭素化を進めると同時に、資源循環の拡大**を実現

・**市街地**では、**廃棄物処理施設が地域のエネルギーセンターとして立地**するほか、**シェアなどサーキュラーエコノミーコマース**が家庭にも当たり前のように**浸透**することで、**地域の資源循環・循環経済及び脱炭素**に貢献

修正

第３章

＜第２回資源循環部会の記載＞
達成目標

目標

第３章　目標

≫ 詳しくはこちら

2037年度の目標

目指す将来像を見据えて、次のとおり５つの目標を設定すべきである。

【目標1】1人1日あたりのごみ排出量を約１割削減（一般廃棄物）

793g（2024年度）➡ 712g（2037年度）

※ごみ排出量：家庭から排出されるごみ(普通ごみ,粗大ごみ,資源物,資源集団回収)
事業から排出されるごみ(事業系焼却ごみ・事業系資源物)の合計

【目標2】ごみ焼却量を約5万ｔ削減（一般廃棄物）

32万t（2024年度）➡ 27万t（2037年度）

※ごみ焼却量：家庭系と事業系の焼却ごみの合計

【目標3】プラスチック資源分別率を約2倍増加（一般廃棄物）

33%（2024年度）➡ 60%（2037年度）

※資源分別率：家庭から排出された資源物収集量/(資源物収集量＋資源物焼却量)
プラ資源　：プラスチック容器包装＋プラスチック製品（2024は川崎区で実施）

【目標4】産業廃棄物の再生利用率(産業廃棄物)

34.4%（2023年度）➡ 34.6%（2037年度）

※再生利用率：市内外での産業廃棄物再生利用量/市内からの産業廃棄物排出量

【目標5】廃プラスチック類の再生利用率(産業廃棄物)

71.2%（2023年度）➡ 82.8%（2037年度）

※再生利用率：市内外での廃プラスチック類の再生利用量
/市内からの廃プラスチック類排出量

第４章

基本施策・施策

修正

第４章　基本施策・施策

１．基本計画の体系

＜第２回資源循環部会の記載＞
Ⅴ（1）市民ニーズに対応した取組の推進

基本理念	３つの基本方針	５つの基本施策	20の施策
地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして	○ 全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します ○ 市民・事業者・行政の協働により一層の環境配慮行動を促進し、更なる３Rを推進します ○ 社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります	Ⅰ 循環経済への移行による循環型社会の構築	Ⅰ(1) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援 Ⅰ(2) エネルギー資源の効果的な活用 Ⅰ(3) 蓄積された環境技術等を活かした取組 Ⅰ(4) 市民・事業者の行動変容の推進
		Ⅱ 「環境市民」をめざした取組	Ⅱ(1) 情報発信の充実 Ⅱ(2) 環境教育・環境学習の推進 Ⅱ(3) 市民参加の促進 Ⅱ(4) まちの美化推進
		Ⅲ ごみの減量化・資源化の促進（プラスチック・生ごみ・食品ロス等）	Ⅲ(1) 家庭系ごみの減量化・資源化 Ⅲ(2) 事業系ごみの減量化・資源化 Ⅲ(3) 産業廃棄物の減量化・資源化 Ⅲ(4) 市の率先したごみの減量化・資源化
		Ⅳ 安全・安心な処理体制の構築	Ⅳ(1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立 Ⅳ(2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進 Ⅳ(3) 効果的・効率的な処理体制の構築 Ⅳ(4) 環境に配慮した処理体制の構築
		Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくりの促進	Ⅴ(1) 高齢者対策などの市民ニーズに対応した取組の推進 Ⅴ(2) 不適正排出対策等の取組 Ⅴ(3) 生活排水の適正な処理 Ⅴ(4) 産業廃棄物の適正処理の促進

２．基本施策と施策

基本施策Ⅰ　循環経済への移行による循環型社会の構築

■　方向性

・廃棄物分野で持続可能な社会を目指すためには、資源循環に加え、**脱炭素化・循環経済への移行**の取組が必要

・リデュースやリユースによるごみ発生抑制とリサイクルによる再資源化を促進しつつ、やむを得ず焼却せざるを得ないごみについては、熱回収を徹底し、**エネルギーの有効活用**によって温室効果ガスの削減に貢献

・循環経済への移行に向け、**市民・事業者との取組連携**を進め、プラスチックを始めとする資源循環を推進することにより、ごみ焼却量の削減を目指す

■　関連する目標

- 1人1日あたりのごみ排出量
- ごみ焼却量
- プラスチック資源分別率
- 産業廃棄物の再生利用率
- 廃プラスチック類の再生利用率

修正

２．基本施策と施策

＜第２回資源循環部会の記載＞**委員意見を踏まえて修正（2つ目）**
・循環経済の推進に向けた国内外の先進事例の調査や、市内外の事業者と連携した事業創出、近隣自治体と連携した取組、国や関係団体などへ要望を実施
・環境配慮製品の開発や再生資源の積極的な活用を推進
・事業者と連携したプラスチックリサイクルの促進

基本施策Ⅰ　循環経済への移行による循環型社会の構築

（１）資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援

・国内外の先進事例の調査や近隣自治体と連携した取組、事業者のニーズに応じた環境整備、規制緩和等に向けた国や関係団体などへ要望の実施

・製品のライフサイクル全体を見据え、国や関係団体等に対し、設計・開発段階などにおける環境配慮製品の開発や再生資源の積極的な活用を推進

・事業者と連携したプラスチックリサイクル等を含めた循環の取組を実施

・資源物のリユース・リサイクルに向けたＣＥコマース事業者との連携やリユーススポットの促進、自主回収や拠点回収の発信強化

（２）エネルギー資源の効果的な活用

・廃棄物処理施設から発生する熱エネルギーの有効活用と地産地消に向けた取組の推進

・ごみ焼却処理施設の建替え時には、適正な処理能力等の検討を行うとともに、廃棄物発電の更なる高効率化等を推進

修正

２．基本施策と施策

基本施策Ⅰ　循環経済への移行による循環型社会の構築

（３）蓄積された環境技術等を活かした取組

・川崎市には高度な環境技術を持った事業者が多いことから、蓄積された環境技術等を活かし、廃棄物分野での国際貢献を推進

・川崎市の取組を国内外に情報発信し、地球規模の環境改善に努めるとともに、国外での優れた取組を川崎市にフィードバック

＜第２回資源循環部会の記載＞
・モデル地区などを設定し、資源循環に係る取組を市民や事業者とともに集中的に実施することで、行動変容を市内全域に展開

（４）市民・事業者の行動変容の推進

・脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」において、プラスチック資源循環等を含めた先進的な取組を集中的に実施することで、脱炭素ムーブメントを創出

・ 市民や事業者に先進的な取組の効果や利便性を実感してもらうことで、環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進

修正

２．基本施策と施策

基本施策Ⅱ　「環境市民」をめざした取組

※「環境市民」とは地球環境に配慮した生活を送る市民のこと

＜第２回資源循環部会の記載＞
・ICTを活用した効果的な環境教育・学習機会を提供するとともに、若年層や外国人市民などのターゲットに合わせた広報・普及啓発を行うなど、行動変容に繋がる情報発信が必要

■　方向性

・資源物やごみ分別ルール等について、年齢や生活スタイルの異なる市民に分かりやすく情報を届ける**情報発信の強化**が必要

・幼児から高齢者まで幅広い世代に対して、ICT等を活用した環境教育やイベントを通じた**環境学習の機会**を増やすことが必要

・**市民・事業者・行政が協働連携**することにより、ごみの減量化・資源化等の環境活動への参加者を増やし、**地球環境に配慮した生活を送る「環境市民」**を目指す

■　関連する目標

1人1日あたりのごみ排出量　**ごみ焼却量**　**プラスチック資源分別率**

産業廃棄物の再生利用率　廃プラスチック類の再生利用率

修正

２．基本施策と施策

基本施策Ⅱ　「環境市民」をめざした取組

（１）情報発信の充実

＜第２回資源循環部会から追記＞**委員意見を踏まえた修正**

・150万人超の多様な市民に同じ手法では情報が伝わりにくいため、一人暮らし、若年層、高齢者などの伝えたい層に合わせた情報精査、ライフスタイルに合わせた情報伝達手段、情報発信のタイミングの工夫を行う等、効果的な発信を実施。また、SNS等を活用した発信の他、市内イベントや商業施設など、市民が多く集まる場を活用

・汚れやにおいが強いプラスチックもプラスチック資源として回収、資源集団回収品目や汚れた紙・においの強い紙以外の全ての紙類はミックスペーパーとして回収等、分別を促すためのより分かりやすく伝わる広報の実施

（２）環境教育・環境学習の推進

・教育関連機関や関係団体等と連携を図り、世代別に環境教育・環境学習を推進。低年齢層から環境意識の醸成、こどもから家庭内での情報共有を期待した低年齢層への普及促進

・市民や事業者向けの講習会、普及啓発拠点やイベントを活用した意識啓発の実施

修正

２．基本施策と施策

基本施策Ⅱ　「環境市民」をめざした取組

（３）市民参加の促進

・廃棄物減量指導員、生ごみリサイクル活動団体、脱炭素化や地域環境保全対策などの様々な地域活動をしている方々と連携しながら、より多くの市民が具体的な環境活動に参加できる場を提供することで市民参加を促進

・より多くの市民や事業者が行政と連携してごみの減量化・資源化に取り組んでいける取組を検討

（４）まちの美化推進

＜第２回資源循環部会から追加＞　**委員意見を踏まえた修正**

・町内会や企業、ボランティア活動団体、若者等の各主体のごみ拾いなどの美化活動を尊重しながらも、相互に連携できるような仕組みを構築し、連携の輪を拡大

・各主体が行っているごみ拾いなどのまち美化活動を見える化することにより、美化活動の活性化を図るとともに、市民、事業者の美化意識を向上

修正

2．基本施策と施策

基本施策Ⅲ　ごみの減量化・資源化の促進（プラスチック・ 生ごみ・食品ロス等）

■ 方向性 ＜第２回資源循環部会から追加＞

・ごみの減量化・資源化の促進は、資源の有効活用や温室効果ガスの削減、自然環境の保全だけでなく、**持続可能な社会を実現**するために必要

・ごみの減量化・資源化のため、市民・事業者・行政が協力し、**リデュース・リユースに重点**を置いた取組を進めるとともに、リサイクルの習慣化を目指す

・脱炭素の視点からも重点的に取り組む必要がある**プラスチック対策**、焼却量全体の1/4を占める生ごみ対策、国内外で課題となっている**食品ロス対策**等を推進しごみ削減を目指す

■ 関連する目標

- 1人1日あたりのごみ排出量
- ごみ焼却量
- プラスチック資源分別率
- 産業廃棄物の再生利用率
- 廃プラスチック類の再生利用率

修正

２．基本施策と施策

基本施策Ⅲ　ごみの減量化・資源化の促進（プラスチック・ 生ごみ・食品ロス等）

（１）家庭系ごみの減量化・資源化

＜第２回資源循環部会から追記＞**委員意見を踏まえた修正**

・プラスチックやミックスペーパー等の資源物の分別率向上を図るため、ターゲットに合わせた広報・普及啓発を行うとともに、ごみ排出ルール徹底に向けた対策強化

・食品ロスの削減に向け、SNS・市ＨＰ等を活用した市民・事業者の意識を変える啓発やフードドライブ、３きり（使いきり、食べきり、水きり）運動を推進するとともに、市民団体等と連携した生ごみの減量化・リサイクルの取組を推進

（２）事業系ごみの減量化・資源化

・資源化手法などに関する情報発信など広報を強化し減量化・資源化及び適正処理を推進

・排出事業者等への指導や処理センターでの内容審査等を通じて減量化・資源化を促進

・食品リサイクルルートへの誘導、小売事業者や製造事業者との連携強化、ICTを活用したフードシェアリング等、食品関連事業者の取組を支援

＜第２回資源循環部会の記載＞
取組支援を充実

２．基本施策と施策

基本施策Ⅲ　ごみの減量化・資源化の促進（プラスチック・ 生ごみ・食品ロス等）

（３）産業廃棄物の減量化・資源化

・建設リサイクル法や自動車リサイクル法等の各種リサイクル法に基づく取組を進めるとともに、講習会等により事業者による３Ｒの推進に向けた自主的な取組を促進

・高度リサイクル処理施設の設置促進、排出事業者・処理事業者に対する指導や助言を通じて排出抑制及び再資源化の推進

（４）市の率先したごみの減量化・資源化

・市役所は市内の大規模事業者の１つとして、地域社会における環境保全活動の模範となる立場であることから、率先した環境配慮を実施

・紙類・プラスチック等の使用量削減やイベント時のごみ減量・分別徹底など、３Ｒ＋Renewableの取組を推進

・環境に配慮した製品を積極的に購入するグリーン購入の推進

修正

２．基本施策と施策

基本施策Ⅳ　安全・安心な処理体制の構築

■　方向性 ＜第２回資源循環部会から追加＞

・将来的な人口減少・少子高齢化などの社会状況の変化にも的確に対応するとともに、市民生活のライフラインとして**安全・安心な処理体制の構築**が必要

・市処理センターへの搬入禁止物の混入防止など、**ごみを適正に処理**するとともに、市民生活のライフラインとして、**災害時も含めた収集・処理体制の安定的な運営**を目指す

・令和32(2050)年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、**収集処理体制の脱炭素化**を図るとともに**DX化**を目指す

■　関連する目標

- 1人1日あたりのごみ排出量
- ごみ焼却量
- プラスチック資源分別率
- 産業廃棄物の再生利用率
- 廃プラスチック類の再生利用率

２．基本施策と施策

基本施策Ⅳ　安全・安心な処理体制の構築

（１）災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立

・ごみの適正処理に加え、将来的な人口減少・少子高齢化などの社会状況の変化にも的確に対応し、全市民の生活を支える重要なライフラインとして、安全・安心な処理体制を構築

・平時から大規模災害時まで切れ目なく対応できるよう庁内体制の強化、民間事業者や近隣自治体との連携を強化して支援・受援を含む広域的な連携を推進

・災害時におけるごみの分別・排出方法などについて、平常時から周知を実施

（２）持続可能な廃棄物処理施設整備の推進

・効果的な処理体制の構築に向けたデジタル技術の導入検討、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて事業者等と連携した温室効果ガス削減の取組推進

・「廃棄物処理施設の中長期的な整備構想」に基づき、設備更新等の基幹的整備を含む適切な施設整備等を実施していくことで、安全・安心かつ持続可能な処理体制を確立

・処理センター内における生物の育成環境の整備

修正

２．基本施策と施策

基本施策Ⅳ　安全・安心な処理体制の構築

（３）効果的・効率的な処理体制の構築

・廃棄物の処理は市民生活を支える重要なライフラインであることから引き続き安定性・安全性を確保するとともに、民間事業者を活用した効果的・効率的な運営を推進

・処理センターへの搬入禁止物の混入防止や処理施設の安定的な稼働に向けた内容審査の充実

・ごみの減量化・資源化や他都市の動向等を踏まえ、引き続き経済的手法を検討

＜第２回資源循環部会の記載＞
・収集車両の低公害・低燃費に向けたEVごみ収集車等の導入を行うとともに、廃棄物鉄道輸送や中継輸送を活用しながら環境負荷を低減

（４）環境に配慮した処理体制の構築

・廃棄物鉄道輸送や中継輸送を活用するとともに、ごみ収集車等の廃棄物関係車両についてもEV車の導入など環境負荷の低減に向けた取組を推進

・市民サービス向上に向けた収集体制のデジタル化や脱炭素化の推進

・埋立処分場の延命化を図るため、ごみの減量化・資源化を推進

２．基本施策と施策

基本施策Ⅴ　健康的で快適な生活環境づくりの促進

■　方向性

・生活環境の保全と公衆衛生の向上に努め、**安全で安心な生活環境づくり**を推進

・超高齢社会やテレワーク、共働き世帯増加等、**社会状況の変化に伴う市民ニーズの多様化**に対し、市民・事業者・行政が連携協働して的確に対応

・生活排水は、適正な処理を実施するとともに、**災害時も含めた安全・安心な収集処理**の実施を目指す

・**廃掃法や産業廃棄物に関する各種リサイクル法等に基づき、適正処理**の指導・助言を実施

■　関連する目標

- 1人1日あたりのごみ排出量
- ごみ焼却量
- プラスチック資源分別率
- 産業廃棄物の再生利用率
- 廃プラスチック類の再生利用率

修正

２．基本施策と施策

基本施策Ⅴ　健康的で快適な生活環境づくりの促進

（１）高齢者対策などの市民ニーズに対応した取組の推進

＜第２回資源循環部会の記載＞**委員意見を踏まえて修正**
高齢者夫婦世帯

・今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、各地域の特性を踏まえた「ふれあい収集」の充実や、引っ越しなどに対応する「一時多量ごみ」の拡充

・共働き世帯の増加、テレワークの浸透等の社会状況の変化に伴うごみの排出実態を的確に捉えた収集運搬のあり方や申請・手続きのDX化を含めた簡素化・効率化等を検討

＜第２回資源循環部会の記載＞
・資源物の持ち去りについて、条例に基づき対策を推進

（２）不適正排出対策等の取組

・快適な生活環境づくりのため、不適正排出や不法投棄への対策を広域的な連携も含めて実施するとともに、分別排出や適正処理の重要性を市民・事業者に浸透させる啓発等を推進

・資源物の持ち去りについて、条例に基づき対策を実施するとともに、庁内外の関係機関との協力連携を推進

２．基本施策と施策

基本施策Ⅴ　健康的で快適な生活環境づくりの促進

（３）生活排水の適正な処理

・公共下水道未接続の汲み取りトイレにおけるし尿収集の適正処理の実施

・浄化槽の汚泥の適正処理を行うともに、合併処理浄化槽の設置を推進

・災害時において「川崎市災害廃棄物等処理計画」等に基づき、避難所等における災害用トイレ等のし尿収集の衛生的かつ迅速に行える体制の構築と適切な処理の実施

（４）産業廃棄物の適正処理の促進

・廃掃法や各種リサイクル法等に基づき、市内のあらゆる業種の事業者に対し、立入検査等を通じて、産業廃棄物の適正処理の指導・助言を実施

・電子マニフェストや廃棄物処理事業者に関する情報提供など、様々な事業者支援を実施

修正

（参考）行動計画について

＜第２回資源循環部会の記載＞
・第１期行動計画で定める事業のうち、循環経済・資源循環、脱炭素化、安全・安心などに関する特に施策効果が高い取組を「重点事業」として設定すべきである。

・基本計画に基づき、別途作成する**行動計画に具体的な事業を定めるべき**である。
・具体的な事業のうち、基本理念のポイントである、**「資源循環・循環経済」「脱炭素」「安全・安心」などに関する特に施策効果が高い事業を「重点」として設定**すべきである。

資源循環・循環経済

・「かわさきプラスチック循環プロジェクト」の枠組みを活用し、様々な事業者等と連携したプラスチック等の循環の取組実施　基本施策Ⅰ

＜第２回資源循環部会の記載＞
・製造事業者・処理事業者・設計者・アドバイザーなどのステークホルダーとの環を構築し、プラスチックの水平リサイクルを始めとする資源循環の推進

・CEコマース※事業者との連携、製造　Ⅰ
（衣類・粗大・小物金属・プラスチック・リチウムイオン電池など）
※CEコマース：製品の長期的・効率的利用によるサービス型ビジネス、シェアリングエコノミーなどのビジネスモデル

＜第２回資源循環部会から追加＞　**委員意見を踏まえて修正**

・団体や地域で実施しているごみ拾いなどの美化活動のネットワーク化・見える化の推進　基本施策Ⅱ

・プラスチック資源一括回収の市内全域拡大及び資源物の分別率向上に向けた対策強化　基本施策Ⅲ

・事業系食品廃棄物のリサイクルルートへの誘導、小売事業者・飲食店等との連携強化　基本施策Ⅲ

脱炭素化

・DX化による処理体制の効率化、ごみ収集車におけるEVやバイオ燃料の活用による脱炭素化　基本施策Ⅳ

＜第２回資源循環部会の記載＞
ごみ収集車におけるEVやバイオ燃料の活用による脱炭素化

・DX化による収集体制の効率化、廃棄物関係車両のEV車等の導入による脱炭素化　基本施策Ⅳ

安全安心

・超高齢社会を見据えたふれあい収集や一時多量ごみ制度等の充実・強化　基本施策Ⅴ

第5章

推進体制・進捗管理

修正

第５章　推進体制・進捗管理

＜第２回資源循環部会の記載＞「」削除
「基本計画及び行動計画に基づく取組については、」
庁内関係部署で構成される会議体で推進を図るとともに、
PDCAサイクルを基本とした進捗管理を実施すべきである。

１．推進体制・進捗管理

庁内関係部署で構成される会議体で推進を図るとともに、PDCAサイクルを基本とした進捗管理を実施すべきである。

また、ごみ排出量の状況をはじめとした取組状況を年次報告書として取りまとめ、市民及び学識経験者等から構成される環境審議会に、毎年度報告し意見を聴取するとともに、ホームページ等で公表すべきである。

図　年次報告書（環境白書）

Plan（計画）
- 取組の目標、計画の策定
- 今後の取組への反映
- 予算案、職員配置への反映

Do（実施）
- 市民、事業者、行政の協働による取組の推進

Check（点検・評価）
- 年次報告書の作成、公表
- 目標の達成状況の評価
- 取組の進捗状況の評価

Action（見直し）
- 取組・予算の見直し
- 職員配置の見直し
- 新たな課題への検討

図　PDCAサイクル

修正

2．指標による評価

＜第２回資源循環部会の記載＞
・循環経済に関する指標　※国の動向等を踏まえ計画期間中に整理

目標項目以外に以下の指標を設定すべきである。

④、⑤、⑫の数値は2023年度

基本施策	事業評価の指標名	指標がめざす方向	(参考)2024年度
Ⅰ 循環経済への移行による循環型社会の構築	① 温室効果ガス総排出量（廃棄物分野）	少ないほうがよい	156,192t-CO_2
	② エネルギー回収率	高いほうがよい	16%
	③市役所のグリーン購入割合	高いほうがよい	88.9%
	④ 産業廃棄物の再生利用率	高いほうがよい	34%
Ⅱ 「環境市民」をめざした取組	⑤ 産業廃棄物の廃プラスチック再生利用率	高いほうがよい	71%
Ⅲ ごみの減量化・資源化の促進（プラスチック・生ごみ・食品ロス等）	⑥ １人１日あたりごみ排出量（家庭系・事業系(焼却ごみ+資源物)）	少ないほうがよい	793ｇ
	⑦ ごみ焼却量（家庭系普通ごみ＋事業系焼却ごみ）	少ないほうがよい	315,183ｔ
	⑧ 資源化率（家庭系資源物＋事業系資源物）	高いほうがよい	30%
Ⅳ 安全・安心な処理体制の構築	⑨ プラスチック資源分別率	高いほうがよい	33%
	⑩ ミックスペーパー分別率	高いほうがよい	29%
Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくりの促進	⑪ 食品ロス量（家庭系・事業系）	少ないほうがよい	22,699t
	⑫ １人あたり年間処理経費	少ないほうがよい	9,084円/人
	⑬ 廃棄物のうち最終処分される割合	少ないほうがよい	10%
＜第２回資源循環部会から追加＞	⑭ 住民満足度	高いほうがよい	51%

※指標項目は計画期間中においても社会状況の変化に応じて柔軟に設定

２．指標による評価

2024年度実績を100とし、当該年度の実績を指数化し、レーダーチャートを使った分析を行い、毎年、公表すべきである。（**外側に大きくなるほど、施策が順調に進捗**）

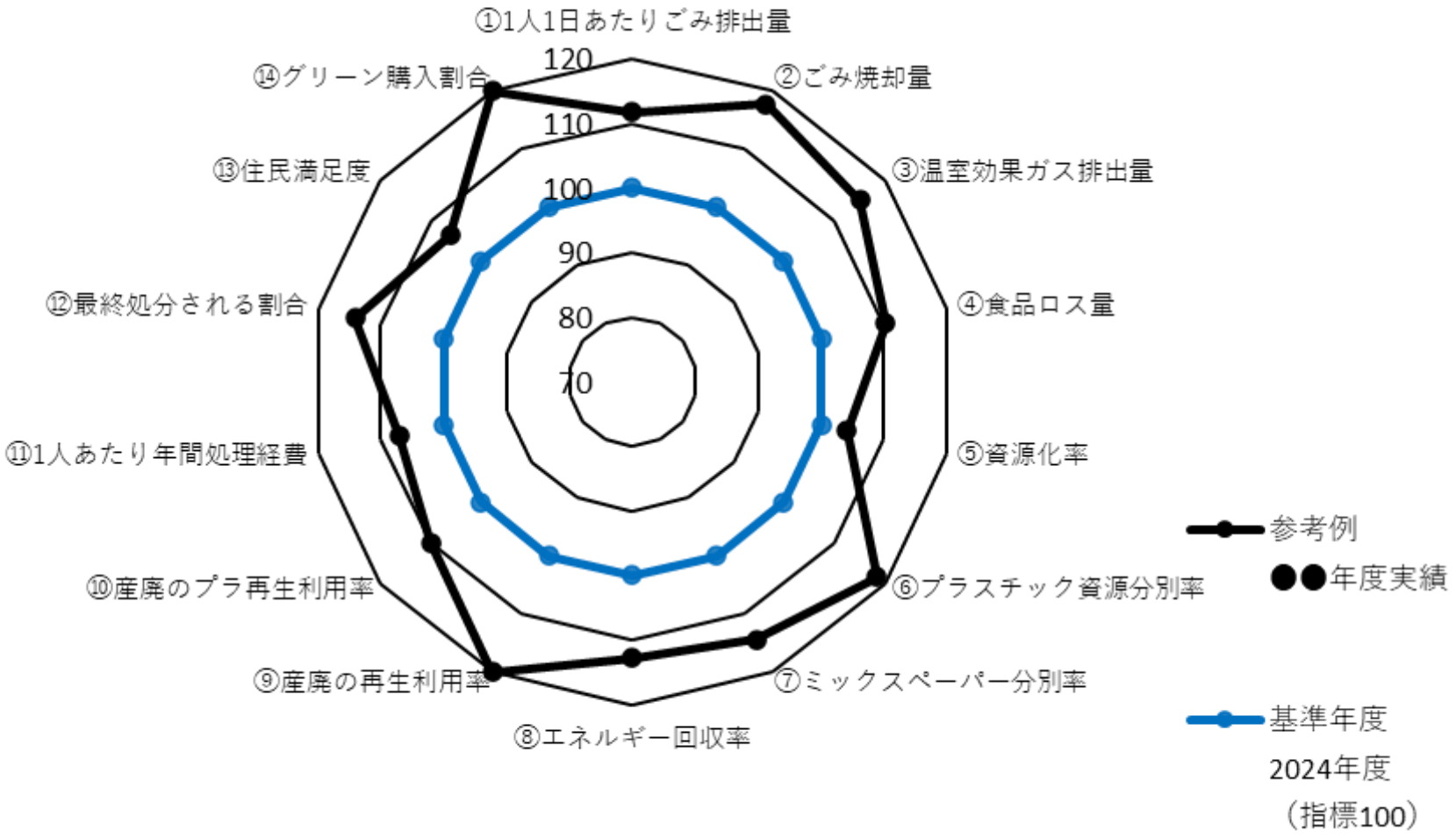

図　事業評価のイメージ
（レーダーチャートを使った分析）
⑨、⑩の基準年度は2023年度

３．市民・事業者・行政の役割

基本理念である「地球環境にやさしい持続可能なまち」の実現のためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を意識し、以下のような行動に取り組むことが重要である。

市民の行動例	関連施策
■　**廃棄物の削減** ・使い捨て製品の削減：マイバッグ、マイボトルなどを持参 ・無駄な消費の抑制：購入前に必要性を考え、必要なものだけを購入 ・食品ロス削減　　：賞味期限等を理解し買いすぎや食べ残しを防止 ■　**分別とリサイクル** ・正しい分別の実践　：資源として再利用できるよう適切に分別 ・環境配慮製品の選択：素材や製造過程に配慮した製品を選択 ■　**リユースの促進** ・中古品の利用　：リサイクルショップやフリマアプリ等を活用 ・不要品の寄付　：衣類や家具などを寄付して再利用を促進 ・修理文化の推進：壊れた製品等を修理して再利用 ■　**地域活動と協力** ・清掃活動への参加：地域のごみ拾い活動等で美化意識を向上 ・環境イベント参加：展示会やワークショップ等で環境知識を向上 ■　**環境意識の向上** ・家庭内教育　：家族や友人等に環境問題の影響を教え意識を共有 ・習慣の見直し：エネルギーや水の使用量を減らし環境負荷軽減	**基本施策Ⅰ** **循環経済への移行による循環型社会の構築** （４）市民・事業者の行動変容の推進 **基本施策Ⅱ** **「環境市民」をめざした取組** （１）情報発信の充実 （２）環境教育・環境学習の推進 （３）市民参加の促進 （４）まちの美化推進 **基本施策Ⅲ** **ごみの減量化・資源化の促進** **（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ・生ごみ・食品ロス等）** （１）家庭系ごみの減量化・資源化 **基本施策Ⅴ** **健康的で快適な生活環境づくりの促進** （２）不適正排出対策等の取組

３．市民・事業者・行政の役割

事業者の行動例	関連施策
■　**廃棄物削減の推進** ・製品設計の改良：修理可能で長寿命な製品開発や再生材を利用 ・製造プロセスの効率化：廃棄物発生を最小限に抑える ■　**リユースとリサイクル** ・製品回収　：使用済み製品を回収し、再利用やリサイクルを促進 ・資源化促進：廃棄物の徹底した分別と資源化を促進 ・産業間連携：廃棄物を原材料として他業種で活用する仕組みを構築 ■　**循環型ビジネスモデル** ・シェアリングエコノミー：販売からリースやシェアリングに移行 ■　**持続可能な資源調達** ・地産地消の推進：輸送エネルギー消費を抑えるため地域資源を活用 ■　**環境意識向上** ・社員教育と消費者啓発：循環経済の理念を従業員等に広める活動 ・社会貢献活動：地域イベントや環境保全活動への参加を推進 ■　**テクノロジーの活用** ・リサイクル技術の開発：高度なリサイクル技術を研究・実用化し、資源循環の効率を向上	**基本施策Ⅰ** **循環経済への移行による循環型社会の構築** （１）資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援 **基本施策Ⅱ** **「環境市民」をめざした取組** （１）情報発信の充実 **基本施策Ⅲ** **ごみの減量化・資源化の促進** **（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ・生ごみ・食品ロス等）** （２）事業系ごみの減量化・資源化 （３）産業廃棄物の減量化・資源化 **基本施策Ⅴ** **健康的で快適な生活環境づくりの促進** （２）不適正排出対策等の取組 （４）産業廃棄物の適正処理の促進

３．市民・事業者・行政の役割

行政の行動例	関連施策
■　**市民や事業者への支援・連携** ・循環経済の移行に向け、市民・事業者と連携し、実証等を踏まえた資源循環を促進 ・再生品の積極的な活用 ・市民・事業者の自主的な活動を支援できるよう効果的な情報発信 ■　**脱炭素化の促進** ・収集車両の脱炭素化、廃棄物発電の地域内循環の他、CN型廃棄物処理体制の構築等を検討 ■　**災害時も含めた処理体制の整備** ・災害時も含めた持続可能な処理施設整備等を推進 ・生活排水も含めた生活環境の保全及び公衆衛生を向上 ■　**テクノロジーの活用** ・収集運搬・中間処理等におけるDX化を推進 ■　**率先した廃棄物削減** ・市内の大規模事業者の一つとして、市民や事業者に率先して、ごみの減量やリサイクルなど３Ｒ＋Renewableの取組を推進 ■　**国や他自治体間等の連携強化** ・国や他自治体等と連携し、調査研究や資源循環を促進	**基本施策Ⅰ** **循環経済への移行による循環型社会の構築** **基本施策Ⅱ** **「環境市民」をめざした取組** **基本施策Ⅲ** **ごみの減量化・資源化の促進** **（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ・生ごみ・食品ロス等）** **基本施策Ⅳ** **安全・安心な処理体制の構築** **基本施策Ⅴ** **健康的で快適な生活環境づくりの促進**

付属資料

付属資料

１．廃棄物の区分

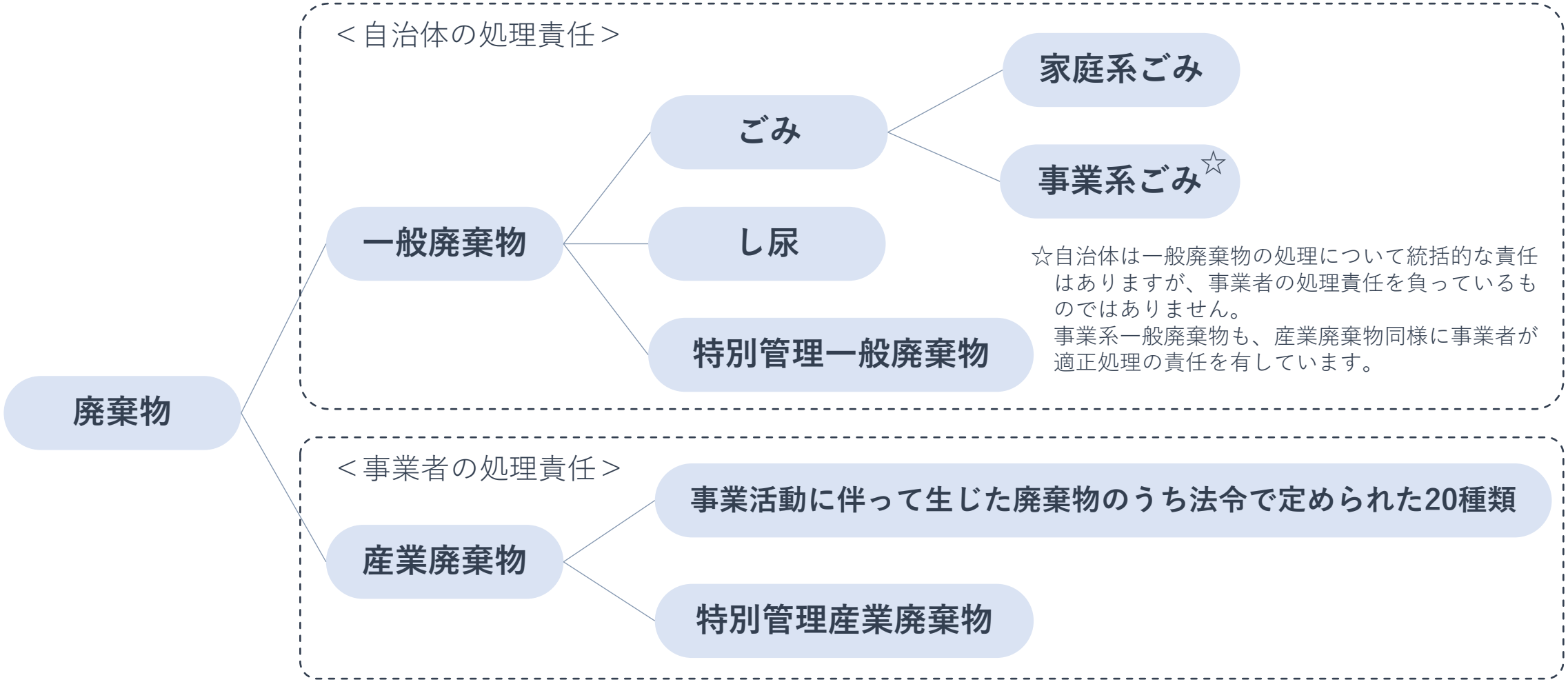

図　廃棄物の区分

２．ごみ・資源物処理の流れ

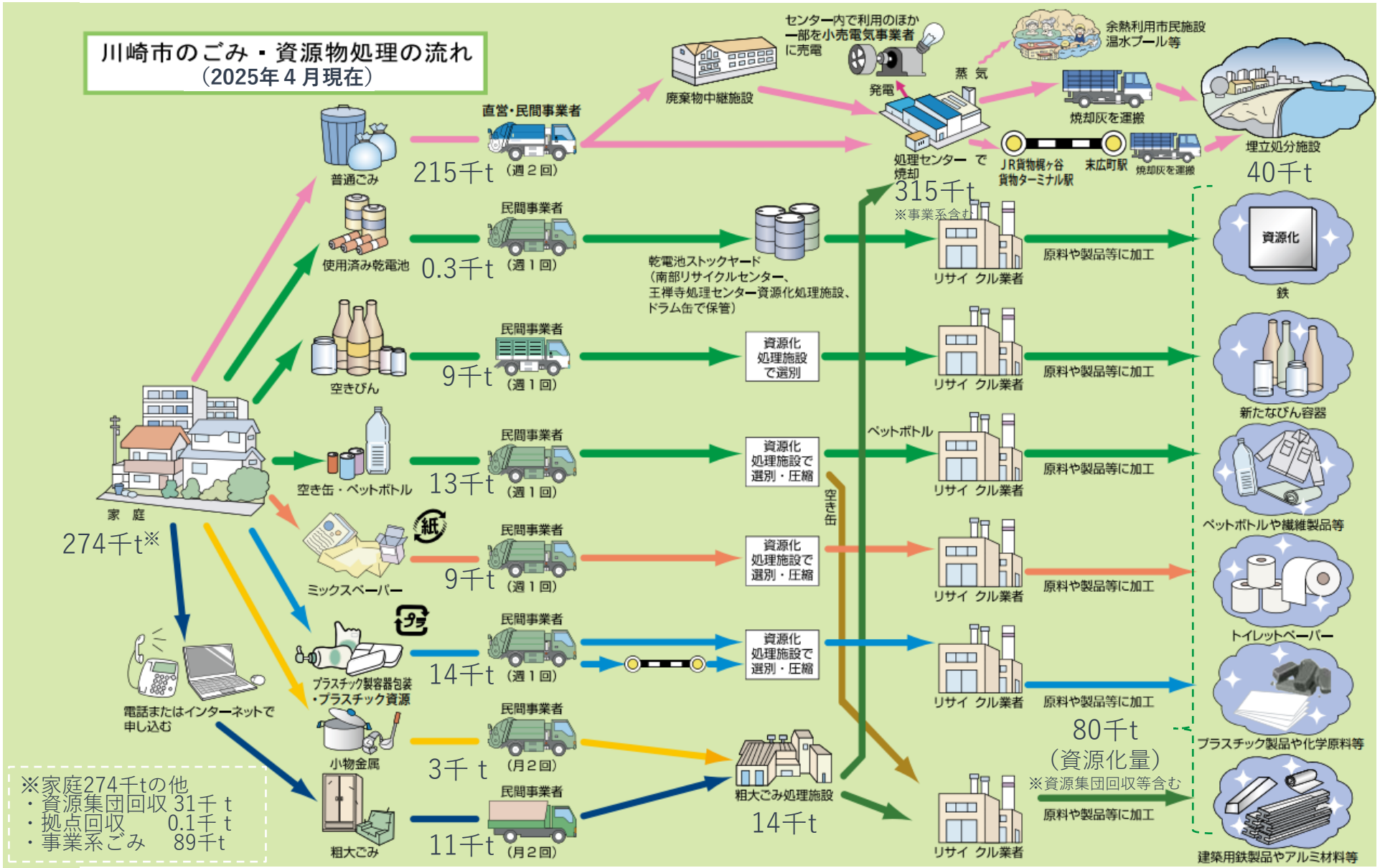

図　ごみ・資源物処理の流れ
※実績は2024年度

３．し尿処理フロー

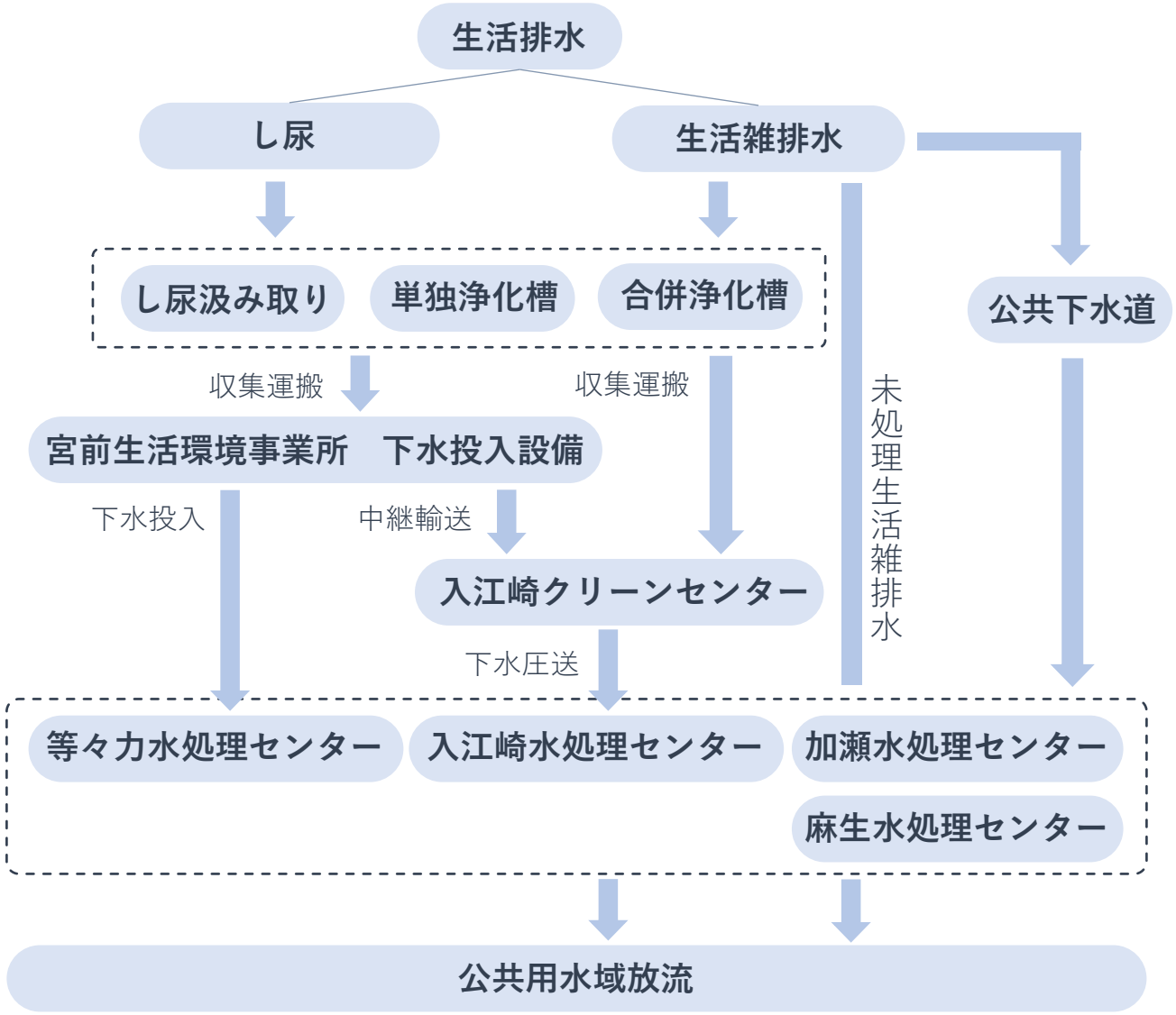

図　し尿等処理のフロー図

４．し尿収集、浄化槽使用等の現状

表　し尿収集、浄化槽及び下水道使用世帯　（基）

	2015年3月時点	2025年3月現在
し尿収集世帯	1,698（0.2%）	1,155（0.1%）
浄化槽使用世帯	3,446（0.5%）	2,408（0.3%）
うち単独処理	2,540（0.4%）	1,565（0.2%）
うち合併処理	906（0.1%）	843（0.1%）
下水道使用世帯	693,408(99.3%)	802,682（**99.6%**）
総世帯数	698,552(100%)	806,206（100%）

※数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合があります

表　浄化槽設置件数　（基）

年度	合併	単独	合計
2015	987	3,750	4,737
2016	989	3,507	4,496
2017	1,001	3,352	4,353
2018	1,015	3,167	4,182
2019	1,006	3,007	4,013
2020	1,013	2,902	3,915
2021	1,019	2,748	3,767
2022	1,020	2,637	3,657
2023	1,034	2,567	3,599
2024	1,038	2,529	3,567

※浄化槽数は、事業所が設置したものを含みます

５．ごみ処理施設・し尿浄化槽施設の概要

表　市施設の種別・処理能力等

施設の種別	名称	処理能力等
ごみ焼却施設	浮島処理センター	900ｔ／日（300×3）
	堤根処理センター	※2024年度から休止中
	橘処理センター	600ｔ／日（200×3）
	王禅寺処理センター	450ｔ／日（150×3）
資源化処理施設	浮島処理センター資源化処理施設	ミックスペーパー、プラスチック製容器包装
	浮島処理センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ
	南部リサイクルセンター	空き缶・ペットボトル、瓶
	橘処理センター資源化処理施設	ミックスペーパー
	王禅寺処理センター資源化処理施設	空き缶・ペットボトル、瓶、粗大ごみ
最終処分場	浮島埋立事業所	2,673,500ｍ^3（埋立容量）
収集事業所	生活環境事業所（４か所）	川崎生活環境事業所（川崎区） 中原生活環境事業所（幸・中原区） 宮前生活環境事業所（高津・宮前区） 多摩生活環境事業所（多摩・麻生区）
し尿圧送施設	入江崎クリーンセンター	500ｋL/日（希釈倍率３倍）
し尿中継輸送・下水投入施設	宮前生活環境事業所	し尿中継貯留槽(容量100ｋL)、下水道投入設備（100ｋL/日）

6．ごみ処理施設の整備計画

令和32(2050)年までの整備スケジュールイメージ

CN化

年度

	処理対象物	2024	2025～	2032～	2035～	2036～	2045～2050
新たな資源化処理施設	粗大ごみ（小物金属） 空き缶、ペットボトル 空きびん		計画作成等	建設	稼働		
浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	粗大ごみ（小物金属）	基幹整備	稼働				
南部リサイクルセンター	空き缶、ペットボトル 空きびん	稼働					
王禅寺処理センター 資源化処理施設	粗大ごみ（小物金属） 空き缶、ペットボトル 空きびん	稼働			基幹整備		
浮島処理センター	普通ごみ	稼働				解体・建替	稼働 炭素循環ﾌﾟﾗﾝﾄ
堤根処理センター	普通ごみ	計画 作成等	2030発注 CO_2分離回収設備	解体・建替		稼働	
王禅寺処理センター	普通ごみ		基幹整備	稼働			解体・建替
橘処理センター	普通ごみ	稼働				基幹整備	

7．ごみ処理費用等の状況（1/3）

表　ごみ処理原価（2023年度）

区　　分		収集・運搬に係る経費（千円）	処理・処分に係る経費（千円）	管　　理に係る経費（千円）	経費合計（千円）	処理量（ｔ）	１ｔあたりの経費（円）
合　　計		**8,313,000**	**5,082,953**	**644,756**	**14,040,709**	**283,829**	**49,469**
内訳	普通ごみ収集	5,240,992	4,250,401	368,568	9,859,961	223,754	44,066
	粗大ごみ収集	543,269	516,542	135,045	1,194,855	11,304	105,702
	空き缶分別収集	319,014	▲272,176	23,557	70,395	7,197	9,781
	空き瓶分別収集	450,844	331,255	28,673	810,773	9,894	81,946
	小物金属収集	253,170	86,009	15,403	354,581	2,749	128,986
	ペットボトル収集	244,989	▲82,028	17,548	180,509	5,527	32,659
	ミックスペーパー収集	422,325	82,155	19,370	523,851	9,268	56,523
	プラ製容器包装収集	838,397	170,795	36,592	1,045,784	14,136	73,980

※ごみ収集車両の購入や処理施設の建設等に係る経費は、単年度ではなく複数年に渡る支出として計算（減価償却）
※処理・処分に係る経費については、中間処理・最終処分・資源化に係る経費から収益を控除した金額を計上
※2023年度は、空き缶、ペットボトルの売却による収益が大きかったため、経費が計算上、マイナスとなっている
※合計については四捨五入の関係で一致しない場合がある

7．ごみ処理費用等の状況（2/3）

1世帯あたりの経費	18,179円

※世帯数（令和 5 年 10 月 1 日現在）772,375 世帯

1人あたりの経費	9,084円

※人口（令和 5 年 10 月 1 日現在）1,545,604 人

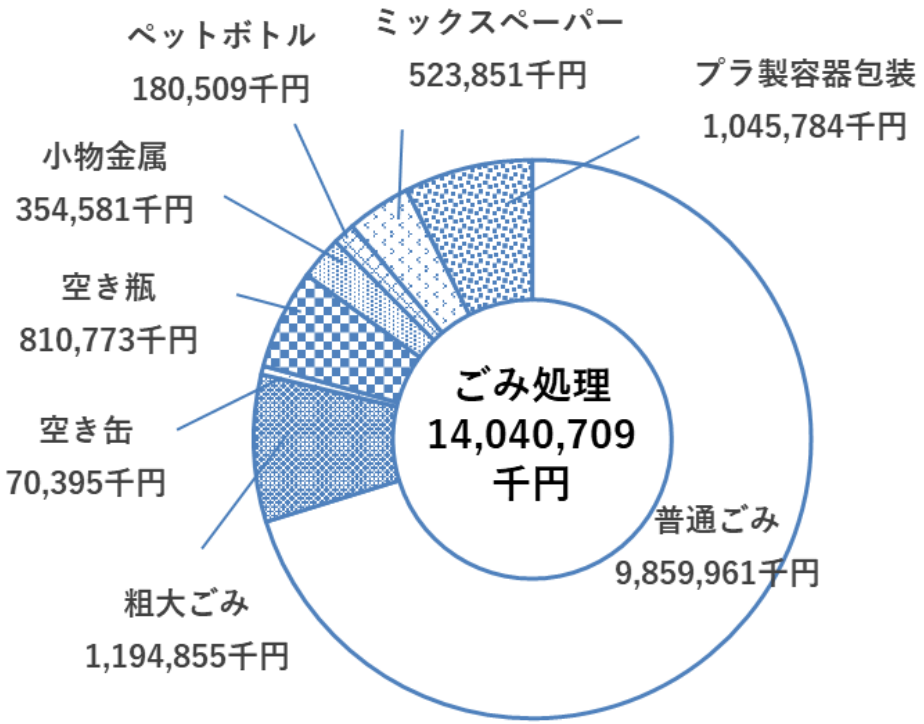

図　ごみ処理原価（2023年度）

7．ごみ処理費用等の状況（3/3）

表　し尿処理原価（2023年度）

区　　分		収集・運搬に係る経費（千円）	処理・処分に係る経費（千円）	管　　理に係る経費（千円）	経費合計（千円）	処理量（KL）	1KL あたりの経費（円）
合　　計		653,629	169,191	27,454	850,274	39,239	21,669
内訳	し尿収集	281,943	32,028	10,476	324,447	6,898	47,035
	浄化槽清掃	371,686	137,162	16,978	525,827	32,341	16,259

８．政令市におけるごみ処理手数料の状況

表　政令市における事業系一般廃棄物処理手数料（2024年4月時点各都市HP調べ）

都市名	処理手数料
札幌市	20円/kg
仙台市	15円/kg
さいたま市	24円/kg
千葉市	27円/kg
横浜市	13円/kg
川崎市	15円/kg
相模原市	25円/kg
新潟市	13円/kg
静岡市	11円/kg
浜松市	12.5円/kg

都市名	処理手数料
名古屋市	20円/kg
京都市	10円/kg
大阪市	9円/kg
堺市	17円/kg
神戸市	8円/kg
岡山市	18円/kg
広島市	10.1円/kg
北九州市	10円/kg
福岡市	14円/kg
熊本市	15円/kg

９．一般廃棄物のごみ組成（1/2）

・焼却ごみ中の**厨芥類の割合**は減少傾向ではあるが、依然、**全体の1/4**を占めている
・**ミックスペーパー**や**プラ製容器包装対象**のものが**２割**占めており、焼却量削減の余地がある

2014年度家庭系焼却ごみ
組成調査結果

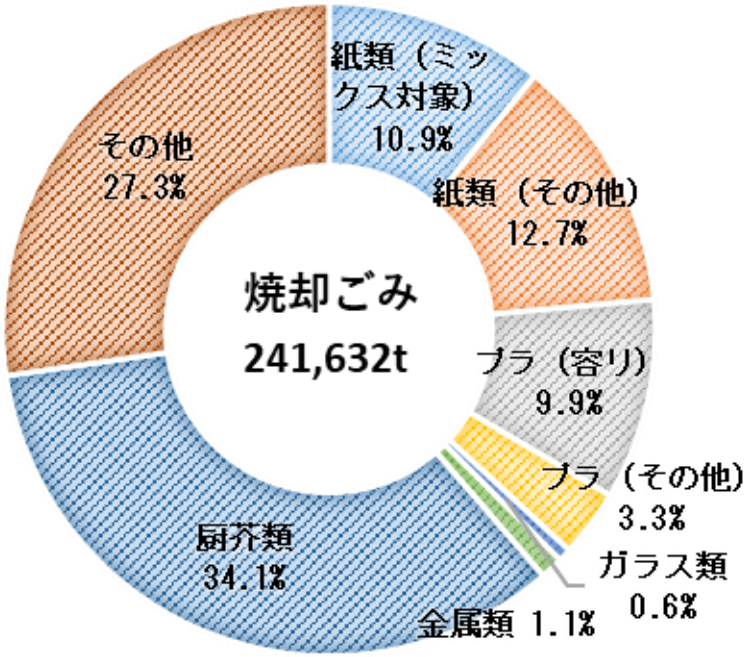

2024年度家庭系焼却ごみ
組成調査結果

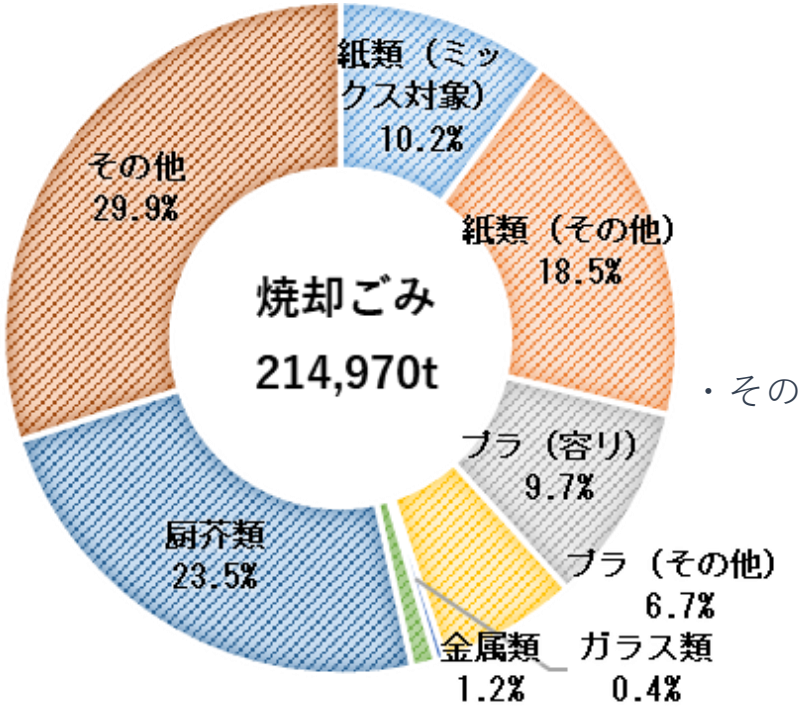

・その他：可燃、不燃ごみ、草木類、繊維類、紙おむつ等

図　家庭系焼却ごみの組成（市の焼却施設）　※粗大可燃分・一時多量ごみ除く

９．一般廃棄物のごみ組成（2/2）

・焼却ごみ中の**紙類が全体の４割以上**を占めている
また、**厨芥類が２割**、**プラスチック類が２割**占めている

2014年度事業系焼却ごみ
組成調査結果

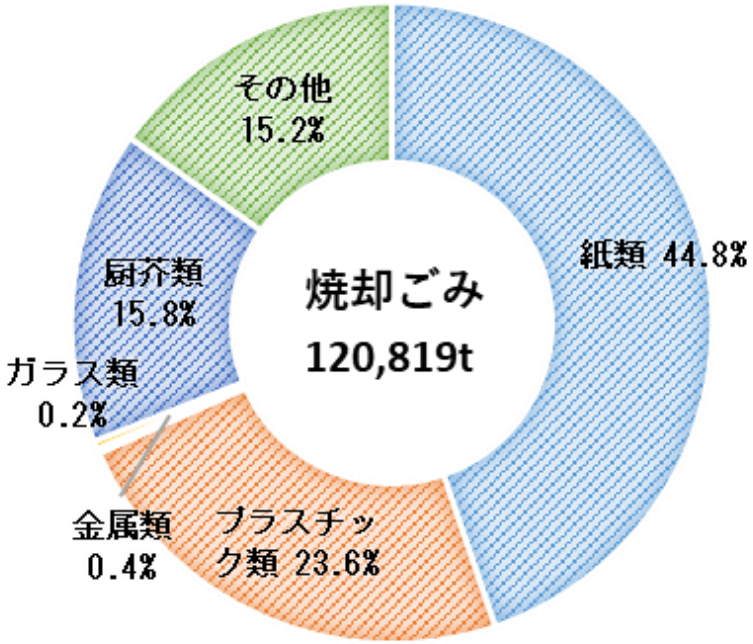

2024年度事業系焼却ごみ
組成調査結果

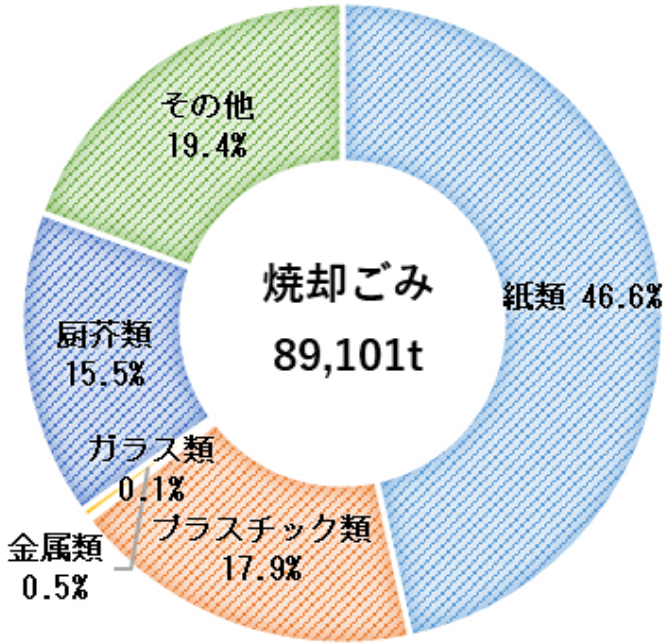

・その他：紙おむつ
繊維類、草木類等

図　事業系焼却ごみの組成（市の焼却施設）

10．食品ロスに係る国の動向（1/2）

・国は食品ロス削減推進基本方針を改定(2025年3月)し、新たな目標を設定

■目標

・**家庭系食品ロス**：2000 年度比で2030 年度までに食品ロス量を**半減**
・**事業系食品ロス**：2000 年度比で2030 年度までに食品ロス量を**60% 削減**
・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%
▶国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進

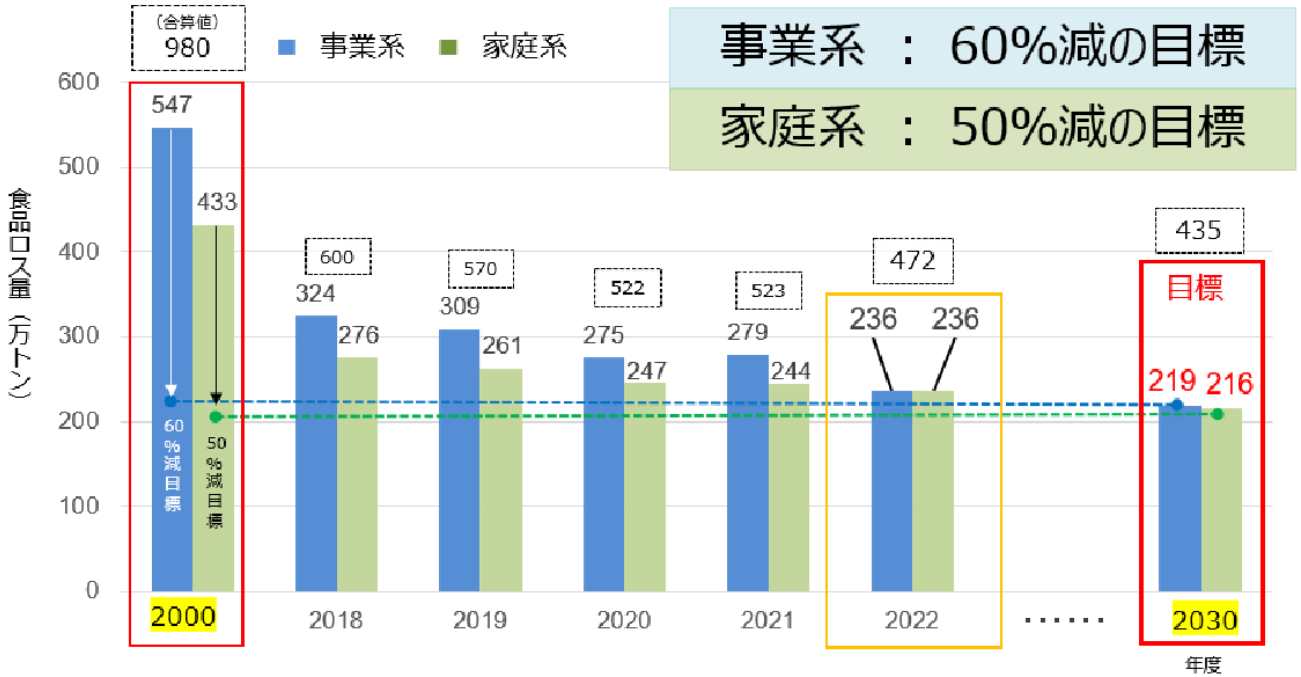

図　日本の食品ロス量の推移と国の削減目標

修正

＜第２回資源循環部会から最新実績に更新＞

10．食品ロスに係る国の動向（2/2）

・食料を海外の輸入に大きく依存しており、2023 年度の食料自給率（カロリーベース）は38％
一方、日本の食品ロスは約464万トン(2023年度)と大量に発生している状況

家庭系食品ロスの内訳

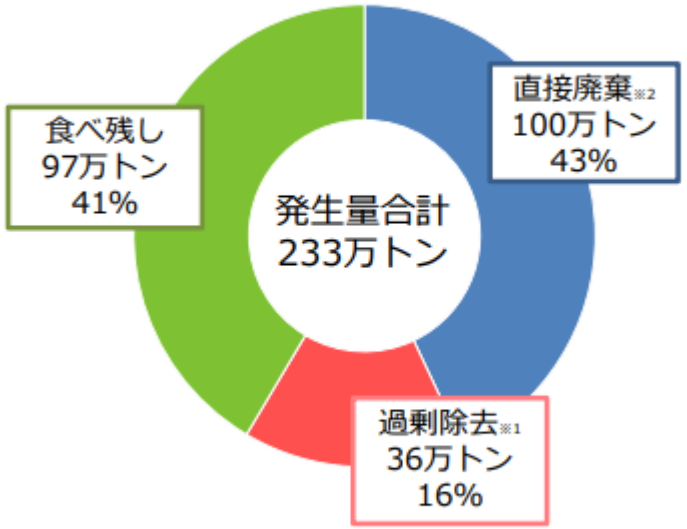

※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳

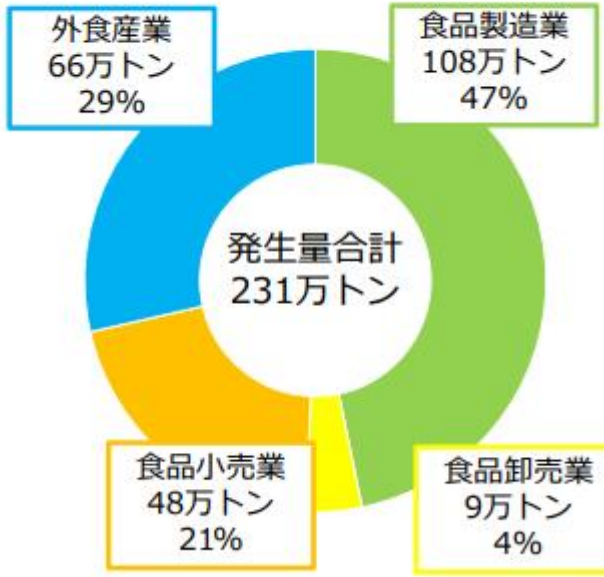

製造・卸・小売事業者
○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる

外食事業者
○作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

・我が国の**食品ロスは464万トン**
農林水産省・環境省「令和5年度推計」

・食品ロスのうち
家庭系は**233万トン**、
事業系は**231万トン**であり、
食品ロス削減には、家庭、事業系双方の取組が必要

図　日本の食品ロス量　出典：別添　我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）R７.6　一部川崎市加工

11．食品ロスに係る川崎市の状況

- **家庭系は約１万６千トン、事業系は約７千トン（家庭系が事業系の2.4倍）**
- 家庭系は国の食品ロス量と比較すると、**食べ残しの割合が高く**、直接廃棄の割合が低い
  ※事業系の食品廃棄物量は**小売業**(スーパー、コンビニ等)が一番多く、**全体の約４割**

家庭系食品ロスの現状（2024年度）

調理くず 68.1％(約34,400t)

食品ロス 31.9％(約16,100t)

食べ残し 18.3% (約9,200t)
直接廃棄 9.1% (約4,600t)
過剰除去 4.6% (約2,300t)

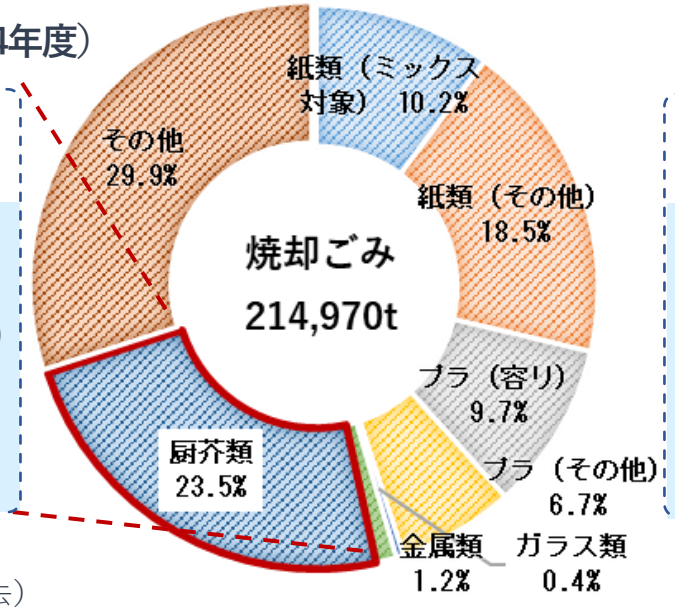

※食品ロス（直接廃棄＋食べ残し＋過剰除去）
※家庭系焼却ごみの組成（3か年移動加重平均）から算定
※その他：可燃、不燃ごみ、草木類、繊維類、紙おむつ等

事業系食品ロスの現状（2024年度）

調理くず 52.3％(約7,200t)

食品ロス 47.7％(約6,600t)

食べ残し 32.7% (約4,500t)
直接廃棄 8.8% (約1,200t)
過剰除去 6.1% (約 800t)

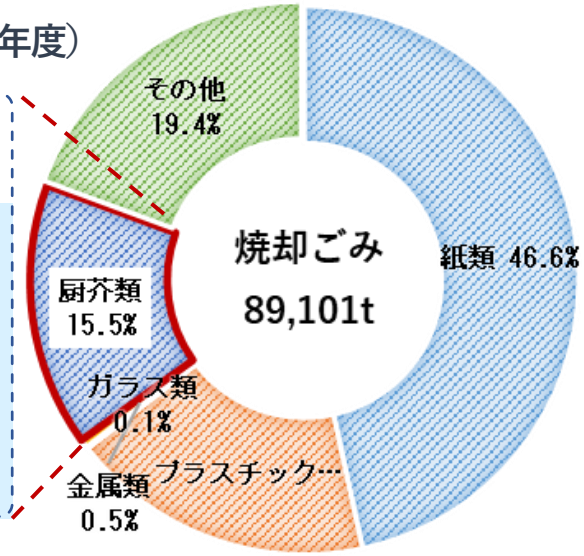

※食品ロス（直接廃棄＋食べ残し＋過剰除去）
※事業系焼却ごみの組成（3か年移動加重平均）から算定
※その他：紙おむつ、繊維類、草木類等

図　焼却ごみの食品ロスの組成（市の焼却施設）

12．廃棄物分野の温室効果ガス総排出量

焼却量は減少傾向にあるものの、組成率では廃プラは横ばい、合成繊維は増加傾向

表　廃棄物分野の温室効果ガス総排出量（市の収集運搬、焼却施設、最終処分場）

項目	基準年度（2014年度）	2020	2021	2022	2023	2024
年間発生量（t-CO_2）	162,204	176,787	169,157	167,983	159,195	156,192
収集運搬過程（直営車両）（t-CO_2）	4,680	4,328	3,847	4,081	3,859	4,991
中間処理過程（t-CO_2）	157,304	171,929	164,878	163,411	154,898	152,691
うち廃プラ（合成繊維以外）焼却	**127,117**	**136,825**	**128,900**	**128,069**	**123,206**	**121,436**
うち合成繊維焼却	**18,594**	**27,337**	**27,668**	**27,114**	**23,215**	**24,387**
うちその他焼却（CH_4、N_2O）	6,291	5,966	5,752	5,620	4,778	4,765
うち事務所関係	5,302	1,801	2,558	2,607	3,033	2,102
最終処分過程（t-CO_2）	220	530	432	491	438	329
ごみ焼却量	370,849t	357,662t	348,017t	340,093t	326,121t	315,183t
含水率	42.2%	40.1%	39.9%	40.6%	40.7%	41.6%
焼却ごみ中の廃プラ(合成繊維以外)の組成率(乾)	**22.2%**	**23.4%**	**22.8%**	**23.4%**	**23.7%**	**23.7%**
焼却ごみ中の合成繊維の組成率(乾)	**3.9%**	**5.7%**	**5.9%**	**6.0%**	**5.4%**	**5.8%**
焼却ごみ中の廃プラ（合成繊維以外）と合成繊維の量の合計値(乾)（推計）	**54,005t**	61,333t	58,616t	58,074t	54,711t	**54,583t**

修正

13．ごみ排出量等の目標の考え方

・**一般廃棄物は、市町村が総括的処理責任**を有し、**市町村が主体**となって地域特性にあった具体的手法を選択し、分別収集処理や広報、指導などに取り組んでいる
・基本理念に基づいた具体的な**令和32(2050)年の目指すべき将来像**を想定し、その実現を図るべく目標値を設定

＜第２回資源循環部会の記載＞
・**実現**することが可能となり

項目	考え方
ごみ焼却量 （一般廃棄物）	・**目指す将来像**に向けて、**更なるごみの減量化・資源化**が重要となり、焼却せざるを得ないごみはエネルギー回収と炭素回収し、温室効果ガス排出実質ゼロを目指す必要 ・CCUS等の導入にあたっては、**技術的・経費的な課題**もあることから、その前提として、**市民や事業者等と連携し、まずは最大限焼却量の削減**を図ることが重要 ・焼却量を23～24万トンまで削減することで、**現行の３処理センター体制から２処理センター体制を実現**することなども可能となり、**資源循環、脱炭素化、経済性**などを考慮した**持続可能なカーボンニュートラル型廃棄物処理体制**の構築を図ることができる ・そこで、**2050年までに焼却量を23～24万トン**とすることを想定し、2037年度の**目標値を設定**

修正

＜第２回資源循環部会から表現修正＞
・**国と同様**に基準年度の**再生利用率を維持する目標**とする
・廃プラ以外の再生利用率は基準年を維持させつつ、**廃プラ再生利用率**の**0.2%上昇**を考慮し設定

項目	考え方
1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物） プラスチック資源分別率（一般廃棄物）	・ 収集量やごみ組成データ等から**家庭系と事業系の品目ごとに排出量推計** ・ 品目毎の排出量に**近年の排出動向**や**社会動向**※1 を反映した上で**関連計画との整合を図るための施策**※2**を講じて設定** ※１将来人口推計、高齢化による紙おむつの増加、ペーパーレス化による紙類の減少など ※２プラ資源一括回収による分別向上、家庭系ごみ、事業系ごみの減量化・資源化など

・**産業廃棄物**は、**排出事業者が主体**となり、**広域処理を前提とした処理システム**が構築されている
そのため国の目指すべき方向性・目標を踏まえつつ、川崎市の**地域特性を考慮した目標値**を設定

項目	考え方
産業廃棄物の再生利用率	・産業構造の変化により全国的に**再生利用率が低下すると予測されており、**加えて、本市の産業特性上、**再生利用が困難な排出量等が多い** その中においても**再生利用率を維持する目標**を設定 ・国においても同様に現在の水準を維持する目標を設定
廃プラスチック類の再生利用率（産業廃棄物）	・国のプラスチック資源循環戦略の2035年時点の**有効利用率100%に準拠し、熱回収を除いた廃プラスチックの再生利用率を設定** ・**目標年度2037年度**は、2035年度の**再生利用率82.8%を維持** ※現在技術では熱回収でしか有効利用できない廃プラがあり、再生利用率向上に制約がある

14. ごみ排出量等の将来推計

		基準年度		第１期行動計画				第２期行動計画				第３期行動計画			
	西暦（年度）	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037
	日数	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
	人口（人）	1,551,788	1,557,500	1,562,200	1,566,900	1,571,600	1,576,300	1,581,000	1,583,300	1,585,600	1,587,900	1,590,200	1,592,500	1,591,100	1,589,700
目標1	**１人１日あたりのごみ排出量(g)**	**793**	783	774	758	750	742	736	731	729	725	722	717	715	**712**
	家庭系(g)	540	534	528	522	517	512	507	504	502	500	497	494	493	490
	事業系(g)	253	249	246	235	233	230	229	227	226	225	224	222	222	222
目標2	**焼却ごみ(t)**	**315,183**	309,600	304,800	296,500	291,400	287,100	283,500	281,400	278,700	276,400	274,000	271,900	268,800	**265,900**
	家庭系(t)	226,082	222,000	218,800	216,300	212,800	209,900	207,200	206,000	204,200	202,700	201,100	200,000	197,700	195,700
	事業系(t)	89,101	87,600	86,000	80,200	78,600	77,200	76,300	75,400	74,500	73,700	72,900	71,900	71,100	70,200
	資源化量(t)	134,034	135,600	136,800	138,100	138,900	139,900	141,400	142,400	143,200	144,100	145,000	146,000	146,700	147,500
	家庭系(t)	80,016	81,400	82,300	83,400	83,900	84,700	85,800	86,300	86,700	87,200	87,700	88,300	88,500	88,900
	事業系(t)	54,018	54,200	54,500	54,700	55,000	55,200	55,600	56,100	56,500	56,900	57,300	57,700	58,200	58,600
目標3	**プラスチック資源分別率(%)**	**33%**	37%	40%	44%	47%	51%	54%	55%	56%	57%	57%	58%	59%	**60%**
	総排出量(t)	449,217	445,200	441,600	434,600	430,300	427,000	424,900	423,800	421,900	420,500	419,000	417,900	415,500	413,400

	西暦（年度）	2023	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2035	2037
目標4	**産業廃棄物再生利用率(%)**	34.4%	34.4%	34.4%	34.4%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.6%	34.6%	34.6%	34.6%	34.6%
目標5	**産業廃棄物廃プラスチック類の再生利用率(%)**	71.2%	73.2%	74.1%	75.1%	76.1%	77.0%	78.0%	79.0%	79.9%	80.9%	81.9%	82.8%	82.8%	82.8%

15. し尿処理量の将来推計

川崎市では、現在、２つの生活環境事業所で収集作業を行なっており、川崎区・幸区・中原区は川崎生活環境事業所、高津区・宮前区・多摩区・麻生区は宮前生活環境事業所で収集

表　処理量の将来推計

年度	し尿収集量（kl）	浄化槽汚泥収集量(kl)
2026	6,720	32,110
2027	6,620	31,990
2028	6,560	31,890
2029	6,490	31,810
2030	6,440	31,750
2031	6,400	31,700
2032	6,360	31,660
2033	6,340	31,630
2034	6,330	31,600
2035	6,310	31,570
2036	6,300	31,560
2037	6,290	31,550

*推計値は前年度比率の一定期間の平均値を算出し、2023年度実績を始点としてその平均値を乗じて算出

16．川崎の目指す2050年の世界観（イメージ）

2050年の具体的な姿をイメージしやすいように国等の動向を踏まえ、世界観を具体化

市街地の主なイメージ

①エシカル行動など人と社会と環境に配慮した消費行動が実践されている。

②リユース、リペア、シェアなどサーキュラーエコノミーコマースが家庭にも当たり前のように浸透している。

③公共交通機関がゼロカーボン化している。

④廃棄物処理施設が地域のエネルギーセンターとして立地し、再エネ電力の地域内循環がされている。

⑤住宅やビルは、省エネ機器導入や、断熱性向上、木材利用など、環境配慮が進むとともに、太陽光発電と蓄電池を備えることでCO_2の発生しない住環境となっている。

16．川崎の目指す2050年の世界観（イメージ）

2050年の具体的な姿をイメージしやすいように国等の動向を踏まえ、世界観を具体化

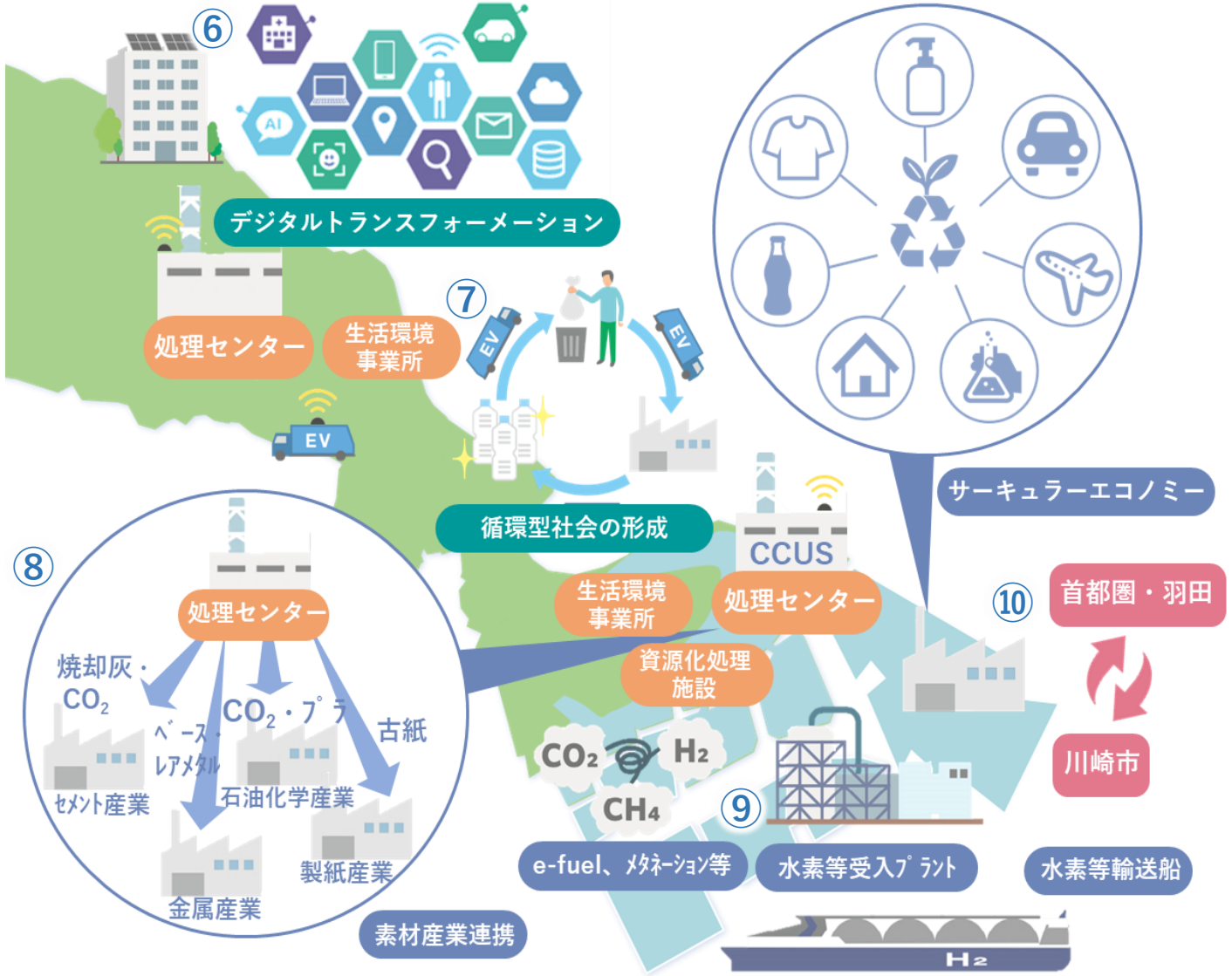

臨海部を中心とした主なイメージ

⑥社会全体がサイバー空間と繋がり、交通、生産、安全、医療などが総合的に最適化された「デジタルトランスフォーメーション」が実現している。

⑦市民、事業者の環境意識が醸成され、限りなくごみが減量化され、資源化が進んでいる。

⑧ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ資源循環や炭素循環ﾌﾟﾗﾝﾄを導入し、素材産業において廃棄物を原材料やｴﾈﾙｷﾞｰ源として再利用している。

⑨水素を軸としたｶｰﾎﾞﾝﾌﾘｰなｴﾈﾙｷﾞｰ供給拠点となり、また、e-fuelやﾒﾀﾈｰｼｮﾝ等の脱炭素燃料が実装されている。

⑩首都圏と連携した循環経済への移行、脱炭素化が進んでいる。

17. 人口動向（1/2）

推計結果

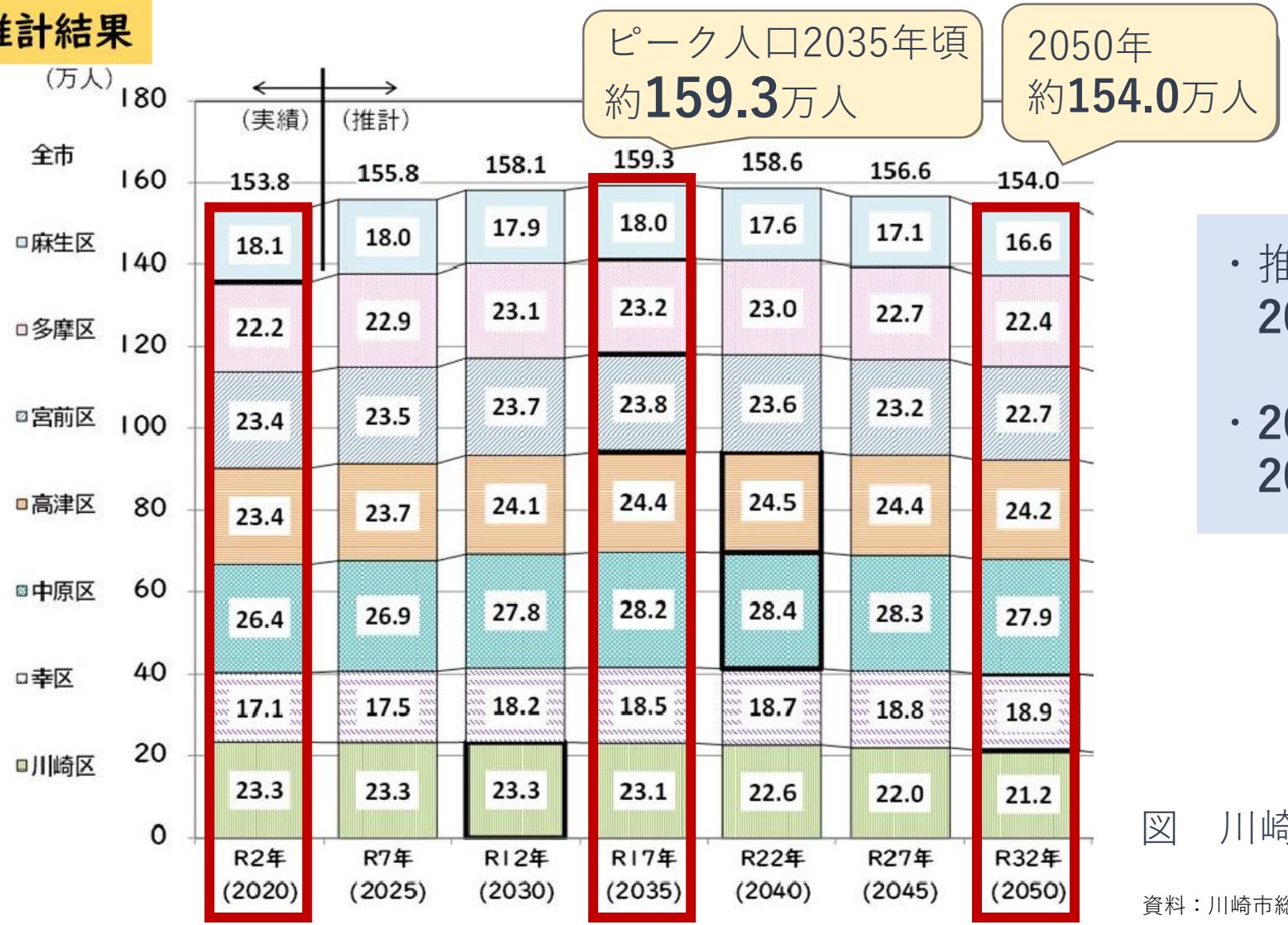

- 推計によると**ピーク人口**は、**2035年の約159万人**
- **2050年**は約154万人であり、**2020年人口と比べると微増**

図　川崎市の将来人口推計

資料：川崎市総合計画の改定に向けた将来人口推計（R7.5）

17．人口動向（2/2）

・**2035年人口**は、**対2020年**人口の54,200人増（**約3.5%増**）
・**2050年人口**は、**対2020年**人口の 1,700人増（**約0.1%増**）

表　川崎市の将来人口推計

	R2年（2020年）	R7年（2025年）	R12年（2030年）	R17年（2035年）	R22年（2040年）	R27年（2045年）	R32年（2050年）
総数	1,538,300	1,557,500	1,581,000	1,592,500	1,585,500	1,565,500	1,539,900
0～14歳	189,600	172,900	161,500	156,300	162,000	161,600	157,500
（うち0～4歳）	64,100	51,400	56,700	60,100	59,100	56,900	55,700
15～64歳	1,037,200	1,062,300	1,064,800	1,040,000	984,000	945,000	917,300
65歳以上	311,500	322,300	354,600	396,200	439,500	458,900	465,100
（うち75歳以上）	160,300	188,800	204,800	211,300	225,900	252,400	283,900
割合							
0～14歳	12.3%	11.1%	10.2%	9.8%	10.2%	10.3%	10.2%
（うち0～4歳）	4.2%	3.3%	3.6%	3.8%	3.7%	3.6%	3.6%
15～64歳	67.4%	68.2%	67.4%	65.3%	62.1%	60.4%	59.6%
65歳以上	20.3%	20.7%	22.4%	24.9%	27.7%	29.3%	30.2%
（うち75歳以上）	10.4%	12.1%	13.0%	13.3%	14.2%	16.1%	18.4%
対2020年人口	—	19,200	42,700	54,200	47,200	27,300	1,700

資料：川崎市総合計画の改定に向けた将来人口推計（R7.5）

18. 市民・事業者の声（市民）

（１）令和６(2024)年度　市民WEBアンケート

ア　調査概要　資源物とごみに関する市民の意識を調査するもの

イ　実施日　令和6(2024)年6月24日～6月27日

ウ　対象者　調査会社に登録している川崎市在住のモニター

エ　回答数　1,500件（回答者：18～29歳 14％、30～39歳 25％、40～49歳 23％、50～59歳 24％、60～69歳 10％、70歳以上 5％）

オ　実施結果概要

（ア）ごみの分別や３Rにどの程度関心がありますか

約７割が関心があるが、一方で約３割は関心がない

18．市民・事業者の声（市民）

（イ）プラスチック製容器包装は主にどのように出していますか（※川崎区はプラスチック資源）
約２割の方が普通ごみに出しており、理由は分別の手間、汚れ具合、対象が分からないが各２～３割

（ウ）リサイクルやリユースされた製品を積極的に使いたいですか
約１割が既に使っており、約７割が使いたい、一方で約２割は使いたくない

（エ）ごみ処理に関するどのような情報が知りたいですか（複数回答有り）
分別に迷った際の出し方が約５割、どの場所で何の資源物を回収しているか約３割、災害時の出し方が約２割、分別後の資源物が何に生まれ変わったか約２割

（オ）市はどのような取組を行うべきですか（複数回答有り）
分別が分かりにくいものを広報で取り上げるが約４割、
マイボトル等の使用促進が約３割、
リサイクルショップ等の情報提供が約３割、
簡易包装や店頭回収の店舗の情報提供が約２割

18．市民・事業者の声（市民）

主なクロス集計結果

（ア）プラスチック資源/プラスチック製容器包装は、主にどのように出していますか

▼若い世代（10～20代)の約３割は普通ごみ(燃えるごみ)に出している一方で、
年齢が高いほど、プラ資源/プラ製容器包装の収集日に出している割合は増えている

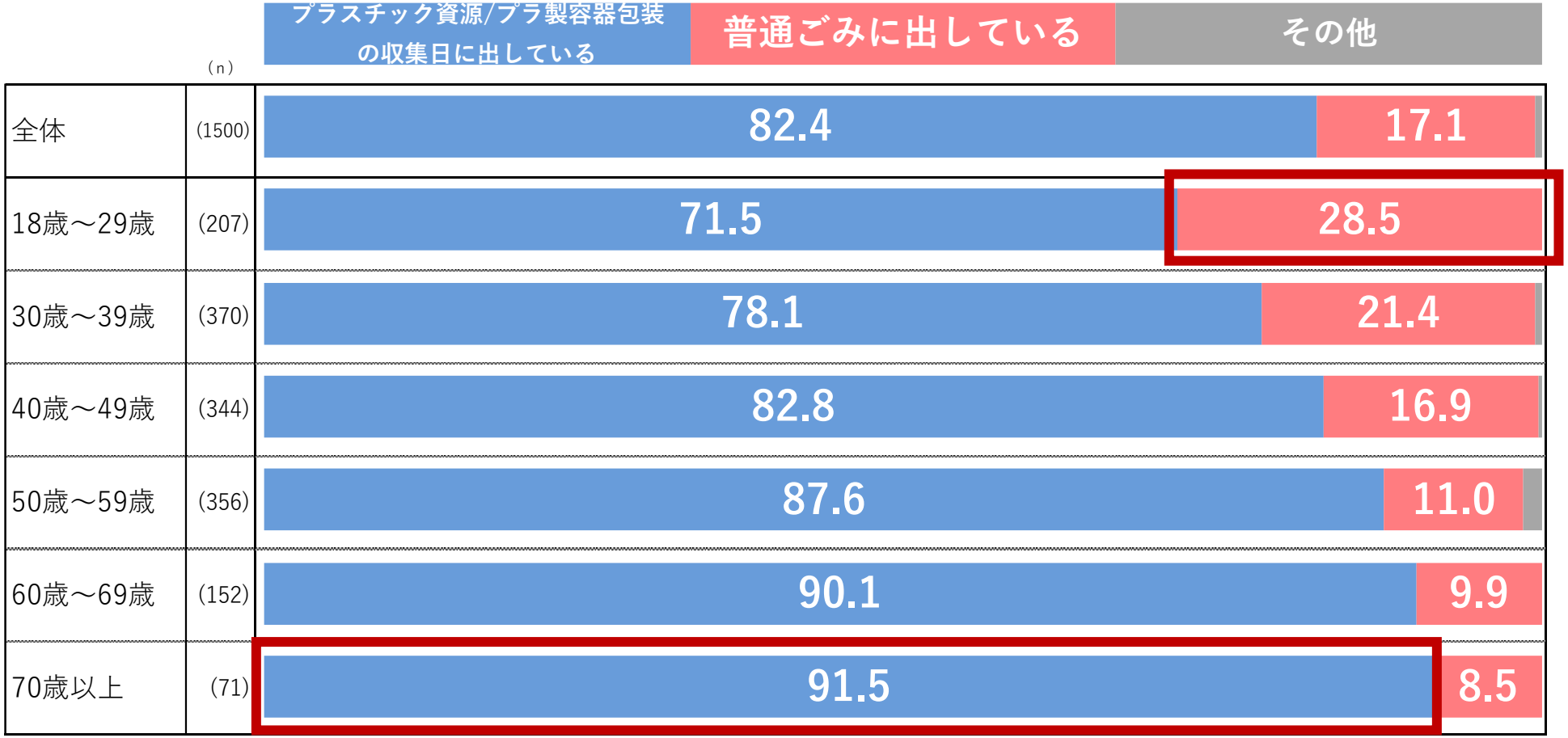

18．市民・事業者の声（市民）

（イ）不要になった布類（古着など）は、主にどのように出していますか

▼古着などを普通ごみに出している割合は70代が5割超と最も高い一方で、10～20代は
インターネットを利用して売却するなど、リユース・リサイクルの割合が他の年代よりも高い

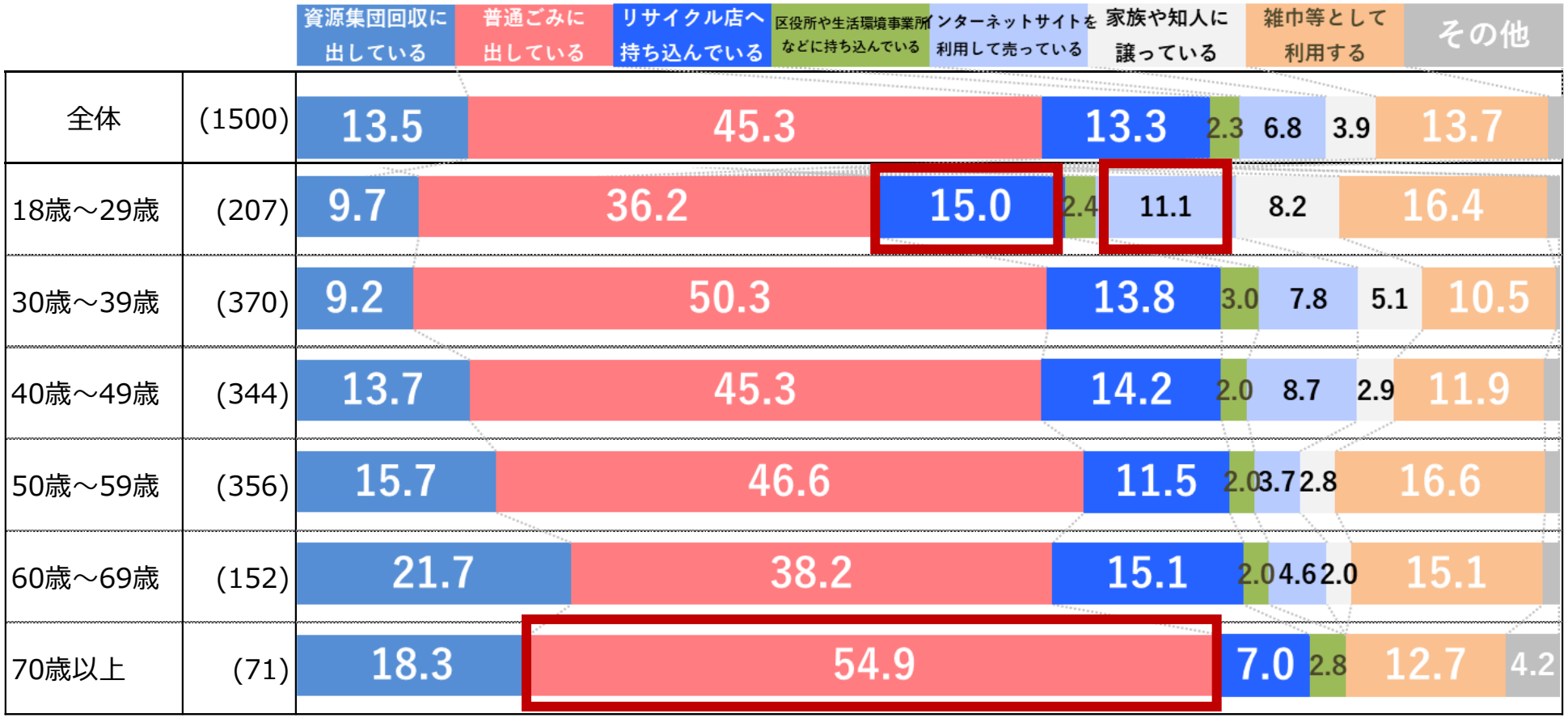

18．市民・事業者の声（市民）

（ウ）プラスチックは燃やすと温室効果ガスが多量に出てしまうことを知っていますか

▼年齢が高くなるにつれて「知っている」方の割合が多い

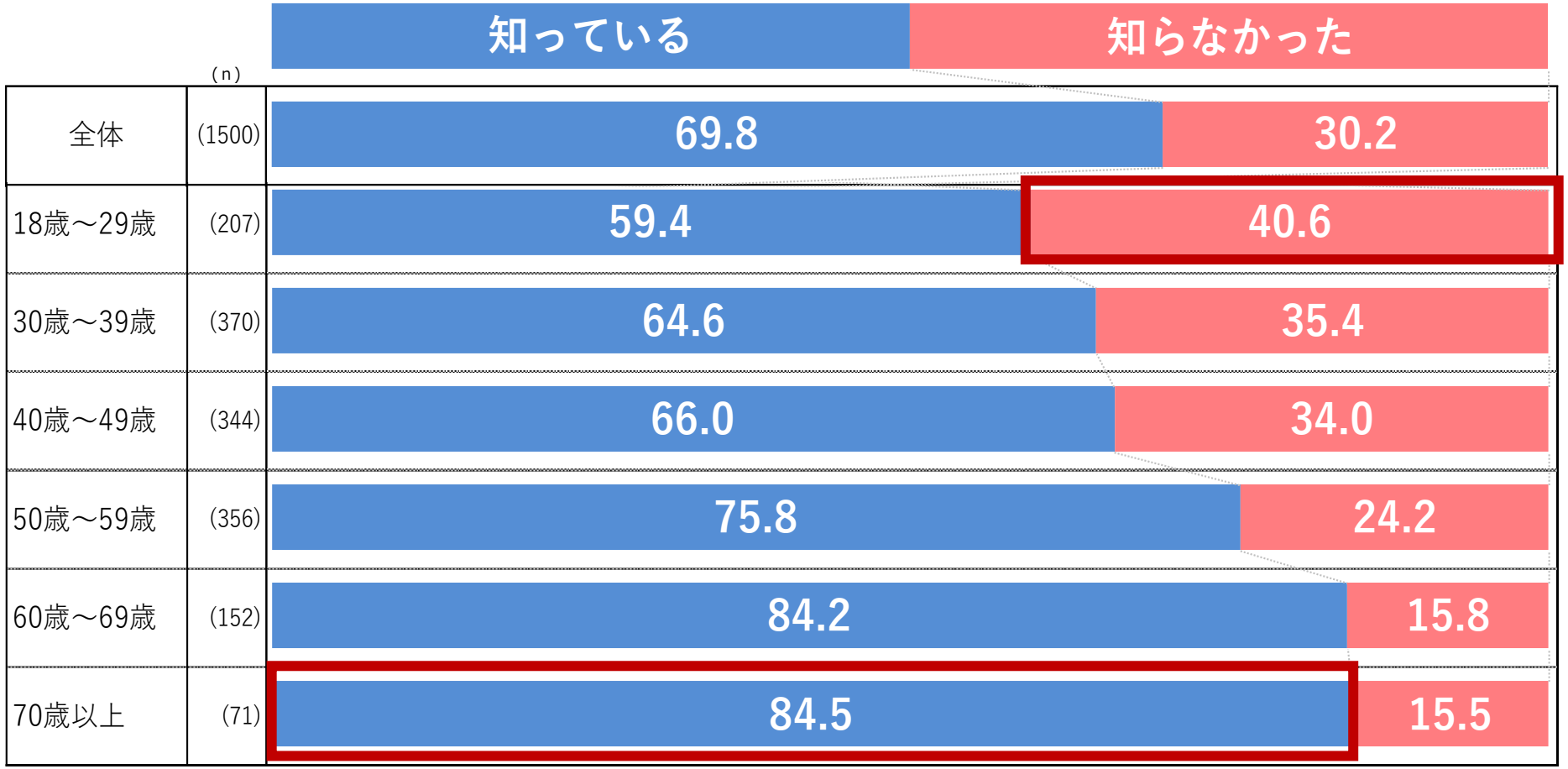

18．市民・事業者の声（市民）

（2）高校生アンケート

ア　調査概要　ごみ減量の取組やアイデアなどに対する学生意見

イ　実施日　令和6(2024)年6月

ウ　対象者　市内高校２、３年生

エ　回答数　297件

オ　実施結果概要
次ページ

18．市民・事業者の声（市民）

ごみ減量の取り組みについて

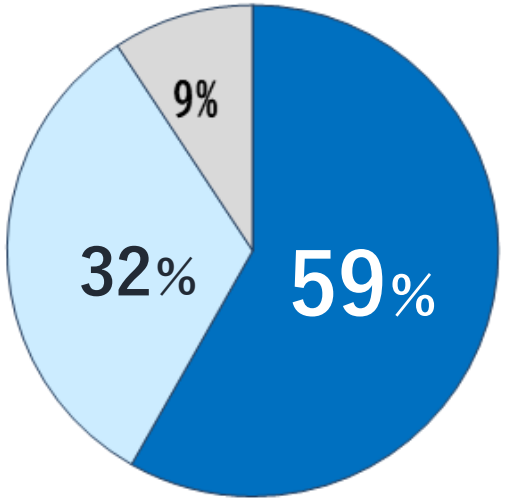

- ■取り組んでいる
- □取り組んでいなかったが、これからは取り組みたい
- □取り組んでいない

■ごみの減量や分別を思わずしたくなるアイデア（一例）

- ごみの分別や減量をしたら商品交換、購入に使えるポイントが貰えるサービス
- ごみを正しく分別し捨てられるようなデザイン等を施したごみ箱の設置
- ごみの現状、危惧される将来についてのポスターやイラスト等での啓発　など

■脱炭素社会を見据えて、2050年にどのようなまちに住みたいですか？（一例）

- ごみという概念が無くなり、すべて再利用している世界
- プラスチックが減って、リサイクルも普及しているまち
- 燃やすごみを他の何かに転換し活用できる世界
- 環境に負荷の少ない資源を活用した生活
- 再生可能エネルギーで電気を作る世界
- 異常気象の進行が抑えられ、地球温暖化の心配が無いまち

18．市民・事業者の声（事業者）

（3）事業者アンケート

ア　調査概要　廃棄物に関する事業者の意識等を調査するもの

イ　実施日　令和6(2024)年5月31日～7月5日

ウ　対象者　市内3,500事業者（郵送又はWEB）

エ　回答数　1,521件

オ　実施結果概要

（ア）ごみの減量化・資源化の推進に向け、貴事業所ではどのような取組していますか

・紙の使用量削減は８割以上が実施、紙類の資源化が６割超

18．市民・事業者の声（事業者）

（イ）脱炭素化に向け、どのような取組をしていますか

・廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進、エネルギー消費を抑える取組が各約５割を占める

（ウ）ごみを処理するうえで課題と感じていることはありますか

・ごみ処理にかかるコストが増えたと感じるが４割以上を占める
・また、複合物など分別がしにくいごみが増えたが約２割、従業員の分別意識が浸透しない、分別ルールが複雑で理解できないが各約１割

（エ）事業系一般廃棄物の処理方法

・紙類は、資源として処理（約5~8割）が上位を占めている一方、厨芥類、その他資源物(剪定枝など)は、ごみとして処理（約７割、約４割）が上位を占める

（オ）市はどのような取組を行うべきですか

・資源化できる業者に関する情報提供が必要との意見が約4割、ごみ処理に関して気軽に相談できる窓口の充実が３割、ごみ減量・資源化に係る広報、優良な産業廃棄物処理事業者への支援と育成が各約２割

19．（参考）川崎市の廃棄物対策に係る計画等の策定経過

年度	計画等の策定等	対応	備考
2005	川崎市一般廃棄物処理基本計画 ～かわさきチャレンジ・３R～	策定	計画期間2005～2015
2016	川崎市一般廃棄物処理基本計画 ～ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン～	改定	計画期間2016～2025
2020	川崎市プラスチック資源循環への対応方針	策定	第３期行動計画策定に伴い内包 （2022）
2022	川崎市産業廃棄物処理指導計画	改定	計画期間2022～2025 今回の基本計画改定に伴い内包
2026	**川崎市循環型社会形成推進基本計画（案）**	改定	基本計画期間　2026～2037 第１期行動計画2026～2029 食品ロス削減推進基本計画を内包

20．川崎市環境審議会（部会）の開催経過

開催年月日	会議等	内容
2024年５月15日	**環境審議会（諮問）**	・基本計画の改定の考え方について（諮問）及び資源循環部会の設置について
2024年５月15日	**第１回資源循環部会**	・部会長・副部会長の選出について ・現行計画の総括、今後のスケジュールについて
2024年７月16日	**第２回資源循環部会**	・現行計画及び社会状況を踏まえた課題について ・基本理念・方針について
2024年８月30日	**第３回資源循環部会**	・基本理念・方針・施策について ・目標項目について ・個別課題の検討について（脱炭素・資源循環）
2024年10月21日	**第４回資源循環部会**	・現産業廃棄物処理指導計画の総括について ・個別課題の検討について（食品ロス・高齢化・経済的手法・まち美化・災害廃棄物・生活排水）
2024年12月20日	**第５回資源循環部会**	・基本計画の改定の考え方（中間報告）（部会案）
2025年１月27日	**環境審議会（中間報告）**	・基本計画の改定の考え方（中間報告）

修正

＜第２回資源循環部会から追加＞

開催年月日	会議等	内容
2025年５月15日	**第１回資源循環部会**	・基本計画の改定の考え方（構成案）について
2025年７月18日	**第２回資源循環部会**	・基本計画の改定の考え方（答申素案）について
2025年10月10日	**第３回資源循環部会**	・基本計画の改定の考え方（答申案）について
2025年10月29日	**環境審議会（答申）**	・基本計画の改定の考え方（答申案）について
2025年11月11日	**環境審議会答申**	・環境審議会から市長に答申

21．川崎市環境審議会（部会）委員名簿

川崎市環境審議会資源循環部会　委員名簿

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	**濃沼　健夫**	川崎市全町内会連合会副会長	市民代表	
2	**篠倉　美紀**	市民公募	市民代表	
3	**高橋　慶子**	川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会 副会長	市民代表	臨時委員
4	**寺園　淳**	国立研究開発法人　国立環境研究所 資源循環領域　上級主席研究員	環境工学	部会長
5	**徳野　千鶴子**	川崎市地球温暖化防止活動推進センター	市民代表	臨時委員
6	**藤倉　まなみ**	桜美林大学リベラルアーツ学群 （環境学専攻）教授	環境政策、環境システム科学、 廃棄物・土壌汚染・悪臭	
7	**宮脇　健太郎**	明星大学理工学部総合理工学科教授	廃棄物工学、衛生工学	副部会長
8	**森川　友生男**	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会会長	市民代表	臨時委員
9	**渡辺　敏彦**	神奈川県産業資源循環協会川崎地区委員会 副委員長	市民代表	臨時委員

（五十音順　敬称略）

22．川崎市環境審議会委員名簿（1/3）

川崎市環境審議会（第11期）委員名簿

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	**飯田　晶子**	東京大学大学院工学系研究科特任講師	緑地環境学	
2	**池田　俊介**	市民公募	市民代表	
3	**石山　一可**	川崎商工会議所副会頭	市民代表	
4	**神長　唯**	都留文科大学教養学部地域社会学科教授	環境社会学	臨時
5	**濃沼　健夫**	川崎市全町内会連合会副会長	市民代表	
6	**佐土原　聡**	横浜国立大学名誉教授／学長特任補佐	都市環境工学	
7	**篠倉　美紀**	市民公募	市民代表	
8	**関口　和彦**	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境化学、エアロゾル科学、汚染制御技術	
9	**高橋　慶子**	川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会副会長	市民代表	臨時
10	**田口　澄也**	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	市民代表	

22．川崎市環境審議会委員名簿（2/3）

川崎市環境審議会（第11期）委員名簿

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
11	**寺園　淳**	国立研究開発法人　国立環境研究所 資源循環領域　上級主席研究員	環境工学	
12	**徳野　千鶴子**	川崎市地球温暖化防止活動推進センター	市民代表	臨時
13	**中島　伸**	東京都市大学都市生活学部都市生活学科 准教授	都市工学、都市計画	
14	**中嶋　豊**	川崎商工会議所	市民代表	臨時
15	**馬場　健司**	東京都市大学環境学部教授	環境政策論、政策過程	
16	**藤倉　まなみ**	桜美林大学リベラルアーツ学群 （環境学専攻）教授	環境政策、環境システム科学、 廃棄物・土壌汚染・悪臭	
17	**藤野　純一**	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 上席研究員／ｻｽﾃｲﾅﾋﾞﾘﾃｨ統合ｾﾝﾀｰﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑﾃﾞｨﾚｸﾀｰ	環境・エネルギーシステム	
18	**水庭　千鶴子**	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 教授	造園、緑地環境	
19	**宮脇　健太郎**	明星大学理工学部総合理工学科教授	廃棄物工学、衛生工学	
20	**森川　友生男**	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会会長	市民代表	臨時

22．川崎市環境審議会委員名簿（3/3）

川崎市環境審議会（第11期）委員名簿

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
21	**森脇　厚一郎**	市民公募	市民代表	
22	**吉村　千洋**	東京科学大学環境・社会理工学院教授	環境光化学、環境工学、応用生態工学	
23	**與本　剛三**	市民公募	市民代表	
24	**若松　伸司**	愛媛大学名誉教授	大気環境科学	
25	**鷲北　栄治**	川崎公害病患者と家族の会	市民代表	
26	**渡辺　敏彦**	神奈川県産業資源循環協会　川崎地区委員会副委員長	市民代表	臨時

（五十音順　敬称略）

23．用語解説

あ行

エシカル（消費）

人や社会、地球環境、地域に配慮した考え方や行動のことで、消費者それぞれが社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと

エネルギーセンター

電気や蒸気・温水が得られる廃棄物焼却処理施設の特性を踏まえ、地域の自立・分散型のエネルギー供給拠点とすること

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらを温室効果ガスという

か行

カーボンニュートラル

二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収量を差し引いてゼロを達成すること。温室効果ガス排出量実質ゼロやネット・ゼロと同義で使われている

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている

さ行

サーキュラーエコノミー（CE、循環経済）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動

浄化槽

水洗式便所と連結して、し尿（糞および尿）及び、生活雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因

食品廃棄物（生ごみ）

本来、食べられる状態である食品ロスに食べられない状態の調理くず等を加えたもの

生活雑排水

家庭からの排水のうち、し尿や水洗便所からの排水以外のもの（台所や洗濯・風呂などの排水）

た行

脱炭素社会

パリ協定に規定された「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」という1.5°C目標を目指し、世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにした社会

炭素循環プラント

炭素循環とは、ごみの焼却にともなって排出される二酸化炭素（CO_2）を資源として再活用し、循環させるという考え方

炭素循環プラントは、排ガス中の CO_2の有効利用や貯留を目的に、分離・回収等する設備

デジタルトランスフォーメーション(DX)

データとデジタル技術を活用して、サービス向上と業務改革を図ること

ディスポーザー排水処理システム

ディスポーザーで粉砕した生ごみを含んだ排水を排水処理装置で処理してから下水道に流すシステム

は行

プラスチック資源の一括回収

プラスチックごみの焼却を減らすことを目的に、令和6年4月から川崎区において、これまで普通ごみとして収集・焼却していたプラスチック製品を、プラスチック製容器包装と一緒に「プラスチック資源」として収集してリサイクルする取組を実施、令和7年4月から幸区・中原区へ実施拡大、令和８年4月から全区で一括回収を実施

ま行

ミックスペーパー

川崎市での分類名で、「汚れた紙・臭いの強い紙」と「資源集団回収の対象物である新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック等」以外のすべての紙類のこと

他都市と比べると、収集種類の範囲が広く、窓付き封筒やホッチキスでとめた書類もそのまま出せる

メタネーション

水素とCO2からメタンを合成する技術

C

CCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）

二酸化炭素の回収・有効利用・貯留を指し、焼却施設等からの排ガス中の二酸化炭素を分離・回収し、有効利用、又は地下へ貯留する技術のこと

CEコマース

製品の長期的・効率的利用につながるﾘﾕｰｽ、ﾘﾍﾟｱ、ﾘｰｽ、ｼｪｱﾘﾝｸﾞｴｺﾉﾐｰなどのﾋﾞｼﾞﾈﾙﾓﾃﾞ

E

e-fuel

二酸化炭素（CO_2）と水素（H_2）を原材料として製造するカーボンニュートラルな石油代替燃料のこと

P

PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクル

事業等の活動の管理を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の４段落を繰り返すことにより継続的な改善を実現するもの